

第5次多良間村総合計画 前期基本計画

～ 持続可能で 幸せあふれる ふしやぬふ文化の島 たらま ～

令和3年11月



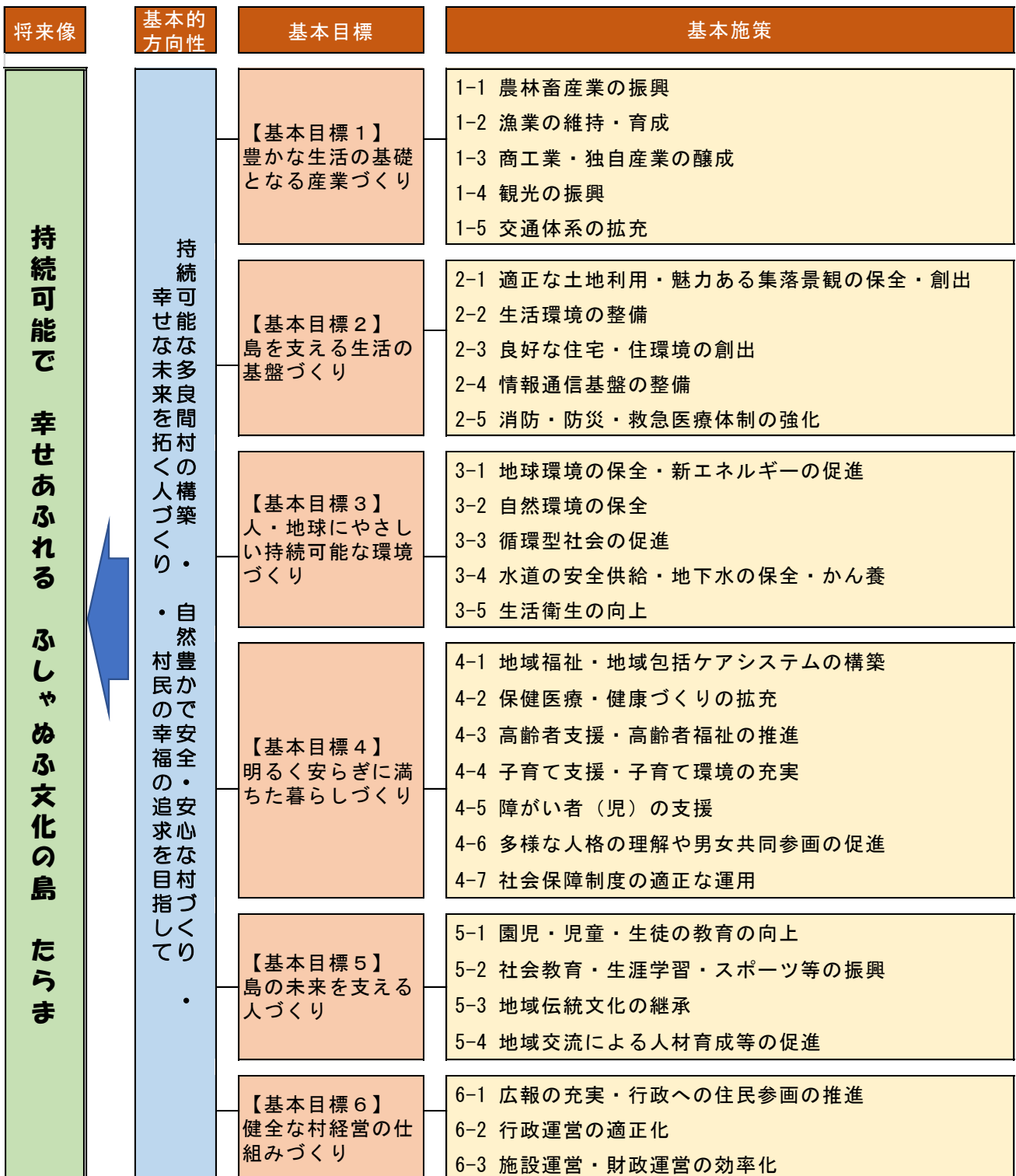
沖縄県多良間村

— 目 次 —

◆基本計画体系図◆	1
I 章 基本目標 1 豊かな生活の基礎となる産業づくり	3
基本施策1-1 農林畜産業の振興	4
基本施策1-2 漁業の維持・育成	8
基本施策1-3 商工業・独自産業の醸成	9
基本施策1-4 観光の振興	11
基本施策1-5 交通体系の拡充	14
II 章 基本目標 2 島を支える生活の基盤づくり	17
基本施策2-1 適正な土地利用・魅力ある集落景観の保全・創出	18
基本施策2-2 生活環境の整備	20
基本施策2-3 良好な住宅・住環境の創出	22
基本施策2-4 情報通信基盤の整備	23
基本施策2-5 消防・防災・救急医療体制の強化	25
III 章 基本目標 3 人・地球にやさしい持続可能な環境づくり	29
基本施策3-1 地球環境の保全・新エネルギーへの促進	30
基本施策3-2 自然環境の保全	32
基本施策3-3 循環型社会の促進	34
基本施策3-4 水道の安全供給・地下水の保全かん養	36
基本施策3-5 生活衛生の向上	38
IV 章 基本目標 4 明るく安らぎに満ちた暮らしづくり	39
基本施策4-1 地域福祉・地域包括ケアシステムの構築	40
基本施策4-2 保健医療・健康づくりの拡充	42
基本施策4-3 高齢者支援・高齢者福祉の推進	44
基本施策4-4 子育て支援・子育て環境の充実	46
基本施策4-5 障がい者（児）の支援	48
基本施策4-6 多様な人格の理解や男女共同参画の促進	50
基本施策4-7 社会保障制度の適正な運用	52
V 章 基本目標 5 島の未来を支える人づくり	53
基本施策5-1 園児・児童・生徒の教育の向上	54
基本施策5-2 社会教育・生涯学習・スポーツ等の振興	56
基本施策5-3 地域伝統文化の継承	58
基本施策5-4 地域交流による人材育成等の促進	59

VI章 基本目標 6 健全な村経営の仕組みづくり	61
基本施策6-1 広報の充実・行政への住民参画の推進	62
基本施策6-2 行政運営の適正化	64
基本施策6-3 施設運営・財政運営の効率化	65
資料編	67
第5次多良間村総合計画 前期基本計画における主な事業リスト	68
多良間村のむらづくりに向けたアンケート調査（一般向け）	76
多良間村総合計画に関する基礎調査（小学生・中学生向け）	80
多良間村総合計画策定委員会設置要綱	82
第5次多良間村総合計画策定委員会 【委員名簿】	84

◆基本計画体系図◆





Ⅰ章 基本目標1

豊かな生活基盤となる産業づくり

基本施策 1-1 農林畜産業の振興

【現状と課題】

□農林畜産業の状況

- 農業人口（専業）は、467人（平成27年国勢調査）であり、人口の21%程度である。従業者の年齢階級では、30歳から60歳未満が半数以上を占めるが、65歳以上の高齢従事者も3割を超える。
- 農家戸数は、専業、兼業農家合わせて245世帯（平成27年度）であった。内、3ha以上の規模農家は111戸であった。

年齢階級別農業従事者数（自営農業に従事した世帯員数：販売農家）

	15～29歳	30～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
男	15	147	35	54	34	285
女	13	91	18	40	20	182
合計	28	238	53	94	54	467
合計比率	6.0%	51.0%	11.3%	20.1%	11.6%	100%

資料：離島関係資料（沖縄県：R3/3月）

専業・兼業農家数の状況

	平成17年	平成22年	平成27年
専業農家	84	125	109
兼業農家	161	151	136

資料：沖縄県統計年鑑

規模別農家数の状況

	平成17年	平成22年	平成27年
0.0～0.5ha	6	11	10
0.5～1.0ha	20	30	20
1.0～2.0ha	55	66	53
2.0～3.0ha	56	61	57
3.0ha以上	108	117	111

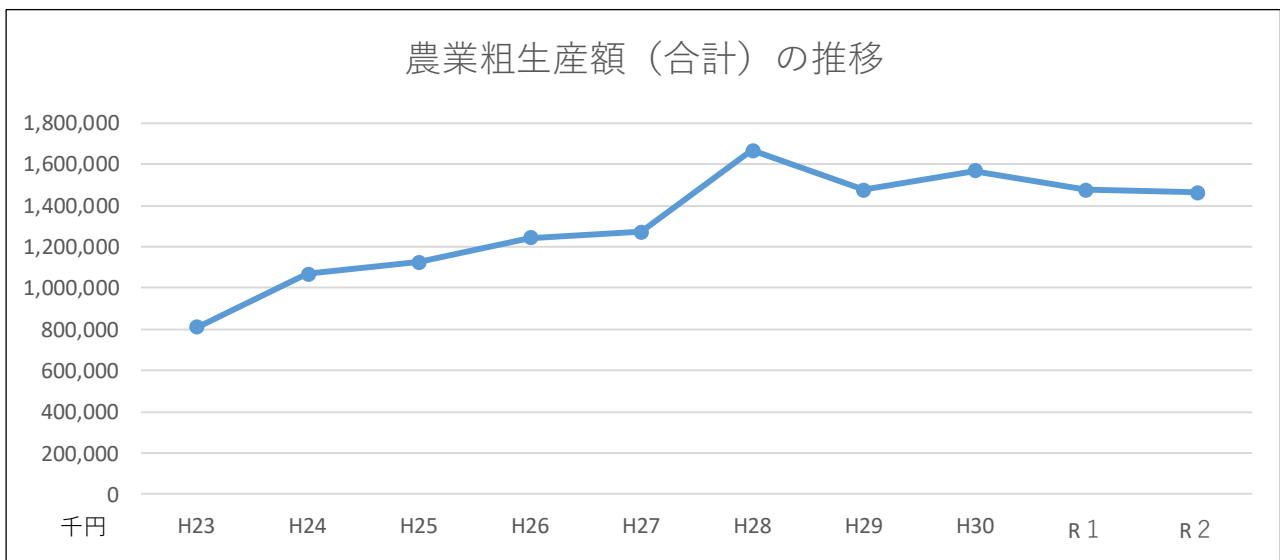
資料：沖縄県統計年鑑

- 本村は、琉球石灰岩の土壌であり時に干ばつに見舞われ、また台風の襲来に対処しなければならないこと、消費地から遠いという地理的条件等により、畜産と工芸農作物のサトウキビ、葉タバコが中心である。
- 野菜類はカボチャが中心であるが、近年はノニやとうがらしの栽培も進められている。
- 農林畜産の粗生産額は、令和2年度で約14億6千万円であり、うち畜産業（肉用牛の飼養）が半数を占め、次いでサトウキビ・葉タバコの工芸農作物が半数弱である。

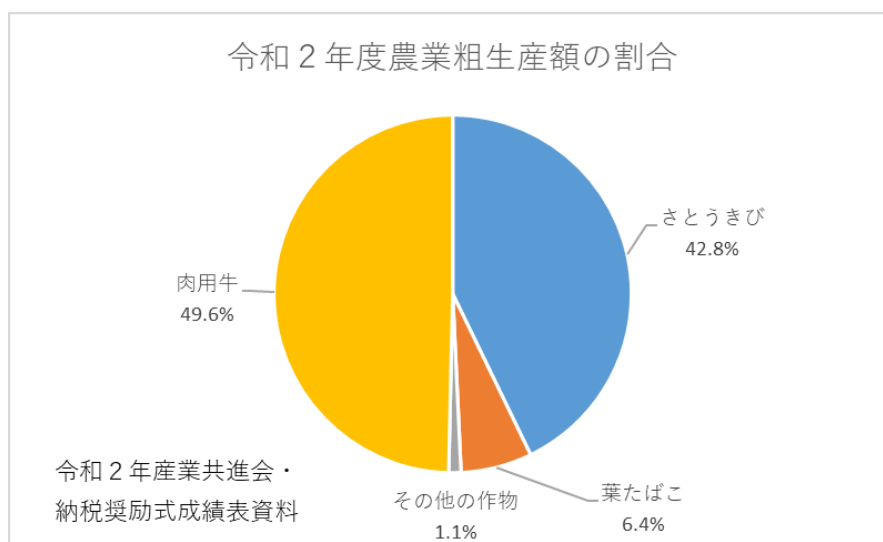
農業粗生産額の推移

年度区分	さとうきび	葉たばこ	カボチャ	ノニ	とうがらし	肉用牛	合計
平成23年	316,546	31,772	9,266			453,590	811,174
平成24年	493,918	86,564	15,648			472,904	1,069,034
平成25年	458,111	74,533	9,425			584,542	1,126,611
平成26年	477,537	85,695	9,085			670,879	1,243,196
平成27年	433,334	63,367	5,597			768,803	1,271,101
平成28年	583,896	73,671	8,868			999,864	1,666,299
平成29年	547,152	89,040	9,144			829,292	1,474,628
平成30年	550,359	109,884	5,894	2,298	2,804	895,635	1,566,874
令和元年	441,575	82,682	10,899	2,792	3,264	935,350	1,476,562
令和2年	626,414	94,108	9,526	4,894	1,859	726,209	1,463,010

令和2年度 産業共進会・納税奨励式成績表資料より



令和2年度 産業共進会・納税奨励式成績表資料より



- 令和2年度の肉用牛の飼養頭数は、水納島を合わせて3,358頭であり、飼養農家戸数は78戸である。

主な農畜産業の収穫面積・飼育頭数等の推移

年度区分	さとうきび		葉たばこ		肉用牛	
	収穫面積(ha)	農家戸数	収穫面積(ha)	農家戸数	飼養頭数	飼養戸数
平成23年	296	269	23.0	10	3,608	99
平成24年	298	261	20.9	9	3,154	96
平成25年	309	253	21.4	9	3,225	93
平成26年	292	250	20.1	9	3,235	88
平成27年	295	239	21.6	9	3,150	87
平成28年	297	281	22.2	9	3,220	87
平成29年	313	236	22.5	9	3,299	85
平成30年	312	235	22.2	9	3,343	84
令和元年	317	233	22.2	9	3,526	80
令和2年	312	236	21.5	9	3,358	78

令和2年度 産業共進会・納税奨励式成績表資料より

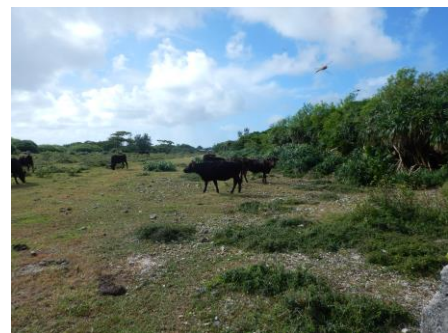
- 「たらまピンダ」として、島おこしの一つとしてヤギの飼育、ヤギ製品の開発等を進めてきたが、近年、幾分、頭打ちである。
- 環境配慮型農業として、地下水保全や環境に配慮した化学肥料・農薬の3割低減するエコファーマーの認定を推進しており、現在、225名認定されている。また、堆肥センターで家畜糞尿の堆肥化も推進している。
- 林業は、収益を得るような経済活動はないが、農業や生活環境、地下水保全、漁業の保守等において重要な位置を占めている。

□農地整備

- 農業が本村の基幹産業であることを踏まえ、今後においても魅力ある基幹産業として発展を遂げるためにもその基礎となる農業生産基盤整備は不可欠であり団体営・基盤整備促進事業を年1地区実施する。現在、国営灌漑排水事業実施に向け地区調査を実施中であり、末端畑地灌漑施設の推進、整備が出来るよう事業実施に向けて取り組む。

□農林畜産業の課題

- 農業従事者の高齢化が懸念される。
- 農業振興に係る全体計画の見直しを行う必要がある。



肉用牛の放牧風景

【施策の目標】

農林畜産業は、本村の基幹産業であり、生産性の効率的かつ安定的な向上を目指す必要がある。その基礎となる農業・畜産業の生産基盤・経営基盤を強固なものに整備する必要がある。また、環境配慮型の農業を目指すものとする。さらには、観光産業や独自産業と連携した取り組みも検討する必要がある。

【取組の方向性】

①農業生産基盤の整備

農業が本村の基幹産業であることを踏まえ、今後においても魅力ある基幹産業としての発展を遂げるためにも、その基礎となる農地や用水、農道、農業施設等の生産基盤の整備を長期的かつ計画的に関係機関との連携のもとに推進する。

②農業経営基盤の強化

農業経営の安定と持続発展可能な農業経営を目指し、その経営基盤である生産体制の強化や販売ルートの確保、新たな市場の開拓、生産性の効率化・低コスト化、高付加価値化等を推進する。

③農業生産の振興

新たな魅力ある農業を目指し、時代のニーズと本村の強みを活かした新たな農業分野を開拓し、事業化を推進する。

④担い手の確保・育成

就業者数の減少、就業者の高齢化、若者層の減少等を踏まえ、将来の担い手の確保と育成を推進する。

⑤地球温暖化等の災害対応型農業の研究

地球温暖化による高温、干ばつ等に対応する育種作物の検討、作物の品種改良、病害虫予防対策等に関して、沖縄県と連携して研究を促進する。

⑥環境保全型農業の促進

地下水保全や環境に配慮した低化学肥料、家畜糞尿等を活用した有機肥料の促進、低農薬を促進するエコファーマーの認定拡大を促す。



サトウキビ



葉たばこ植付

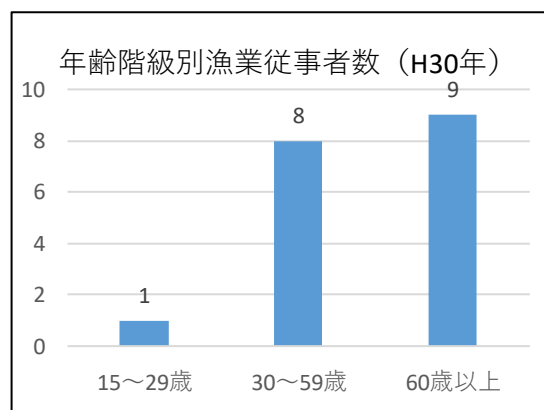
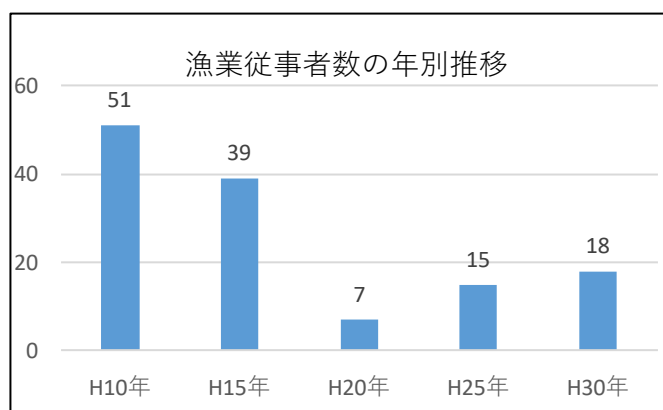


エコファーマーマーク

基本施策 1-2 漁業の維持・育成

【現状と課題】

- 美しい海は、本村の自然財産の一つである。本村の漁業は沿岸漁業が中心になっている。多良間村の近年の水揚げ量は年間 30 トン程度である。魚種は、カツオ、さわら類、ブダイ類が多いとされる。漁獲高は 1000 万円程度と推定され、年々減少していると予想される。
- 就業人数は 18 名程度（平成 30 年 11 月）で 45 歳以上が大半を占め、漁業者の高齢化と従事者の減少が課題である。
- 動力漁船は、平成 30 年 12 月で 37 隻であるが、大半が 5 トン未満の小型船である。
- 漁業基盤は、整備された前泊漁港と多良間漁港の 2 つの漁港がある。



資料：離島関係資料（沖縄県：R3/3）より

【施策の目標】

漁業生産基盤や経営基盤の整備を進めるとともに、環境保全型漁業、観光産業と連携した体験型ブルーツーリズムの構築などを検討する。

【取組の方向性】

①漁業生産基盤・経営基盤の整備

漁港本体の整備は実施されていることから、今後の漁業振興策に合わせ有効活用するために必要な付帯施設等の整備を推進する。また、新事業を検討するなど経営基盤の強化に務める。

②海洋資源の保全と有効活用のための人材育成等の検討

自然豊かで豊富な海洋資源やサンゴ等の生物資源、海水資源等を活用し、観光事業としての海域の活用、体験型ブルーツーリズムの促進やダイビング・遊漁船の活用の促進など複合的な 6 次産業化、新たな振興策、共同経営などの検討とともに人材の育成に務める。

基本施策 1-3 商工業・独自産業の醸成

【現状と課題】

□商工業

➤本島には宮古製糖株式会社多良間工場があり、令和元年から2年間で2,532トンの産糖量であった。前年比より2割程度の減産であった。

□たらまピンダ

➤地域おこしの目玉として、たらまピンダを活用したピンダアース大会の開催や、ヤギ汁、ヤギ肉の製造販売が行われているが、島外での販売や認知度が低い。

□地域ビジネス

➤特産品として、黒糖、ぱなぱんぴん、たらまんぼう、うーやきがあす、たらま紅紬等があげられ、生産・販売の促進や技術の継承等が行われている。

➤近年は、多良間ジェラート（黒糖、かぼちゃ、黒豆）も開発され、離島フェア等で紹介されている。

➤特産品を対外的に紹介するとともに、インターネット販売等を促進し特産品の生産・販売の拡大を図っているが、十分とはいえない。

➤本村の観光の弱みに、土産品の少なさ、食事への不満が挙げられる。これらの新たな目玉を検討・開発する必要がある。そのための人材の育成も検討しなければならない。

□商業の特性

➤本村の商店は、集落内に立地する商店が中心で食品や生活必需品の販売が主である。

➤観光客や業務での来訪者に対する宿泊及び飲食等を提供する施設が少ない。

➤村内での商品購入を促進するための消費者ニーズの把握と来店しやすい雰囲気づくりが必要である。

➤来訪者へのサービス向上と消費拡大の宿泊・飲食等のサービス施設の整備・充実が必要である。

➤カラオケや遊戯場など若者・青年が楽しめる場がない、また、子どもたちからは、コンビニや本屋などの要望があるが、立地は厳しいものがあるが、品揃えなどの工夫が課題である。

多良間村の商業の店舗数・販売状況（平成28年6月）

卸売り業 (飲食料品)	小売業			事業所数	従業者数	年間販売額 (百万円)	小売業の売場 面積計(m ²)
	飲食料品	機械器具	その他				
1	13	3	1	18	41	629	147

資料：離島関係資料（沖縄県：R3/3月）より

【施策の目標】

ピンダアース大会の観戦やヤギ食材及びヤギ料理を対外的に紹介し、離島フェア等を介して認知度を高めるとともに、特産品の新規開発や商品のPR、市場開拓、流通システム等の販路拡大等を目指して、村民・事業所と連携して検討・研究を進める。また、島内での消費者ニーズ、品ぞろえ等を把握し、消費拡大を目指す。

【取組の方向性】

①たらまピンダの振興

島おこし事業の中核をなしているたらまピンダ島おこし事業をさらに発展させるため、ピンダアース大会、ヤギ肉の生産・販売、ヤギ料理の普及・開発等を中心に拡大・充実を図る。



ピンダアース大会

②地域ビジネスの創出

特産物や伝統技術等の地域資源を活用し、販路拡大、商品化、ブランド化、担い手人材の確保・育成等の振興策を推進する。



多良間ジェラート

③中心地区の賑わいづくり

村民や来訪者が買い物や集落散策をしやすくする雰囲気づくりとして、飲食サービス施設の整備や歩道及び休憩施設等の環境整備を推進する。

④販売促進活動の推進

村内購入・消費拡大による商業の拡大を目指すため、消費者ニーズを把握し、魅力的な商品ぞろえや地産地消を推進する。



中心街（スーパー前）



山羊チーズづくり

基本施策 1-4 観光の振興

【現状と課題】

□多良間村観光振興基本計画の策定

- 村では平成 29 年 3 月に「多良間村観光振興基本計画」を策定した。この計画の将来像として「南東の自然と文化、島人のこころが息づくシマ たらま」とし、計画期間は令和 8 年度までとされている。
- 基本目標として、◎「輝く海と緑」（自然の恵みの保全）、◎「歴史的農村環境・景観、“風水集落”」（先人の知恵の継承）、◎「伝統技能と祭り」（島人の心情の継承）、◎「交流による地域振興」（村おこし）の 4 項目を挙げている。
- マーケティング・スローガンとして、◎輝く海と福木の島、◎ひとと文化の交差点、◎八月踊りの島とし、コア・ターゲットとして、個人・グループでは、◎自然愛好者、◎歴史・文化に関心のある人、◎のんびりと過ごしたい人、◎癒しを求める人、を挙げ、団体等では◎体験型教育旅行を挙げている。
- 本村の観光面での「強み」としては、「島の人のもてなし」＝ホスピタリティーが高いこと、「島の美しい景観・海」とされている。
- 一方で「弱み」としては、「案内標識」「土産品」「食事」への不満が多いとされる。

□多良間村ふしやぬふ観光協会の運営

- 令和元年 4 月に設立され、観光の案内、情報発信、イベントの事務局、建物の指定管理、お土産品の販売、ネットでの販売、食事提供などを実施している。
- また、他県の物産フェアへの参加・連携等も行っている。

□観光客受け入れ体制

- 本村への入域観光客数は令和元年度（平成 31 年 3 月～令和 2 年 2 月）で 8,628 人であり、平成 28 年度の 6,669 人より増加しているが、令和 2 年からの新型コロナウイルス（COVID-19）の蔓延により、近年は、大きく減少しているものと想定される。
- 「夢パティオたらま」をはじめとする宿泊施設の収容能力は、令和元年度で 239 人であり、簡易宿所の廃業などにより減少している。
- 一方で、八月踊りや豊年祭などの伝統行事時は、来島者の宿泊の確保が困難な状況がある。

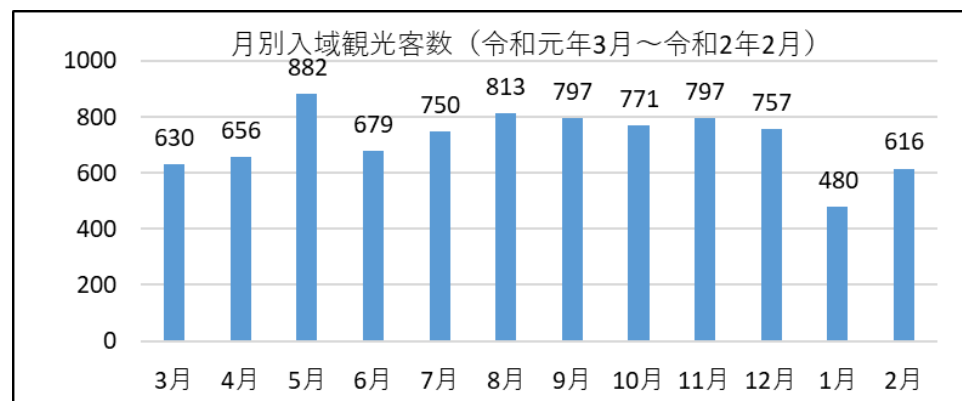
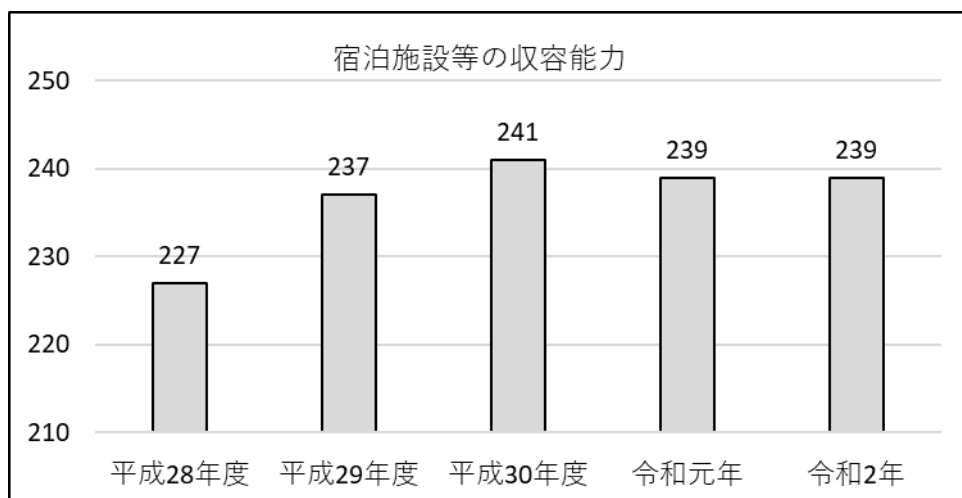
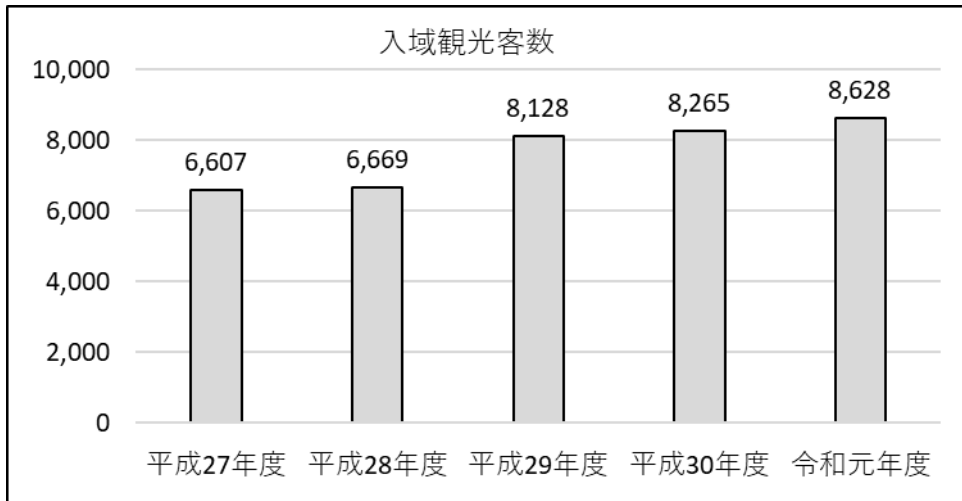
□観光資源

- 本村は、平成 22 年に NPO 法人「日本で最も美しい村」連合への加盟が認定された。さらに平成 23 年には、手つかずの自然が多く残されている多良間島・水納島両島が県立自然公園に指定された。
- 観光客が最も多く来島するイベントとして、国指定の重要無形民俗文化財にもなっている「八月踊り」がある。その他にも、たらま島一周マラソン大会、ピンダアース大会、さとうきびや畜産・漁業等の産業体験、島の生活体験等村民と来訪者が様々な分野において交流できるふれあい交流型観光資源がある。

➤八重山遠見台、塩川御嶽、フクギ並木、普天間御嶽、土原ウガン、寺山遺跡、ピトゥマタ御願、抱護林、長崎の浜、マガリの浜、タカシ浜、ふるさと海浜公園、ミッジ公園、八重山遠見台公園、宮古市の森多目的広場、農村公園がある。

□観光宣伝 PR

➤本村は遠隔地であり、観光地としての知名度は高いとはいえないが、ホームページ、フェイスブック、ツイッター等インターネットを利用した観光 PR によって本村の知名度をさらに高める工夫を行っている。



資料：離島関係資料（沖縄県：R3/3）

【施策の目標】

本村の観光に対する強みとされる「自然豊かな緑・海」、「歴史的景観」、「伝統的な祭り」、そして「来客へのおもてなし」をさらに促進するとともに、弱みである「食の魅力向上」を目指すものとする。また、案内表示等の設置も検討・促進する。

【取組の方向性】

①ふしやぬふ観光協会の活用

観光案内や観光情報、イベント案内等の発信、離島フェアへの参加出展、他県との交流等を推進する。

②観光資源の保全・創出・活用

自然環境・歴史・文化・芸能等の多面的な観光資源を活用するとともに、整備が不十分なものについては拡充する。環境保全型の観光の創出も有効とされる。

③観光産業の育成

農業や漁業サイドと連携をとり、農業体験型のアグリツーリズム、釣りや刺し網等の漁業体験型のブルーツーリズム、工場体験等のワークツーリズム、自然とふれあうグリーンツーリズム・エコツーリズム、スポーツ・レクリエーション・芸能、食文化を通してのふれあい等、これらを連結しながら滞在型の観光の可能性を検討する。また、水納島の自然環境の保全と活用も検討する。

④観光施設の整備・管理

受け入れ体制として、長期滞在・短期滞在のどちらにも対応できる宿泊施設を拡充するとともに、祭り時など短期的な宿泊について、時期限定の民宿・民泊の確保の検討も行う。

⑤観光宣伝の充実

「日本で最も美しい村」加盟を利用したPRの促進や、各関連機関のホームページの充実、フェイスブックやツイッター等の情報媒体を活用し、本村の知名度向上に努める。また、旅行関連業者との連携による情報発信、PRを行う。アフターコロナ・ウィズコロナの観光への対応も充実する。

来訪者には交通案内表示板や観光案内パンフレットの配布を充実させ、もてなしの心をアピールする。

⑥特産品等食の研究促進

本村の観光の「弱み」の一つに、食への不満がある。地域産業活性化のため、独自産業の促進と併せて、食の開発を研究する。



多良間村地域振興拠点施設

基本施策 1-5 交通体系の拡充

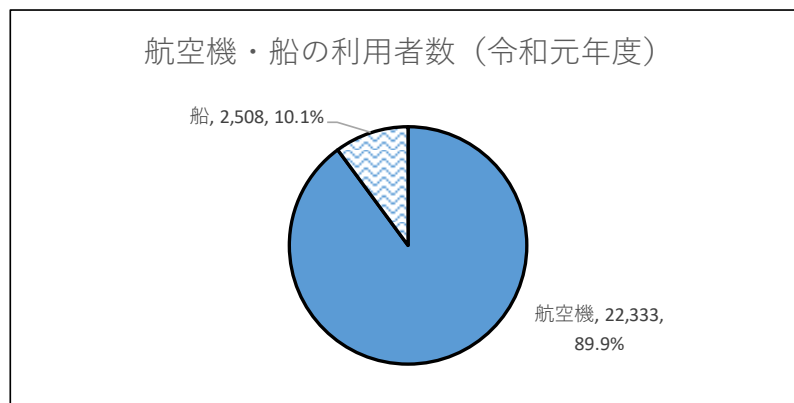
【現状と課題】

□海上交通

- 前泊港、普天間港と宮古島市の平良港間を多良間海運フェリーが運行し、令和元年度で年間 242 回、利用客数は、述べ 5,236 人の利用客であった。貨物量は、年間 12,357t あった。
- 村民の生活物資や産業物資輸送の要であり、航空運賃に比べ安価で大量輸送が可能で、村外輸送手段の根幹をなしていることから、今後も確保・維持を図る必要がある。

□航空交通

- 多良間空港と宮古空港を琉球エアコミューターが DHC-8-Q400CC 型機（50 人乗り）で 1 日 2 往復運航している。
- 旅客数は年々増加傾向にあり、令和元年度で 46,019 人であった。ただし、その後は新型コロナウイルス（COVID-19）蔓延の影響により減少している。貨物量は、横ばい状態であり、令和元年度で 249 トンであった。
- 利用ニーズの高まりが見られることから、今後の動向を踏まえた利便性向上を図る必要がある。



資料：離島関係資料（沖縄県：R3/3）

□島内交通

- 村内交通は、自家用自動車ほとんどである。中でも軽自動車が多く、自動車類の約半数を占めている。
- 公共交通機関としては、村営の乗合バスが空港や港と集落間で運行されている。
- 観光客の島内巡りにはレンタカーやレンタサイクルが活用されている。
- 道路網は、島内を東西・南北方向に走る道路や一周道路を幹線として、県道、村道、農道が整備されている。
- 多良間島と水納島間は、公共交通機関はなく、必要に応じて民間の漁船により往来している。
- 自家用車以外の村内交通手段は村営バスのみと限られていることから、村民の交通弱者や村外からの来訪者の移動手段の確保と利便性を高めるための公共交通機関の充実・整備が必要である。

【施策の目標】

離島にとって、海上交通、航空交通は生命線の一つである。今後とも現状維持の状態は確保するとともに、来島者数の増加に向けて、交通の利便性を追求する。

【取組の方向性】

①海上交通の機能拡充

船舶による海上交通は、貨物の大量輸送の根幹をなし、村民の生産物や生活物資輸送の大動脈となっており、本村の最も重要な輸送交通機能を担っている。

このことを踏まえ、今後とも海上交通網の確保・維持を図るとともに、港湾施設の維持と利便性向上に向けた施設の整備等を推進する。

②航空交通の維持・拡大

海上交通に比べ移動時間が大幅に短縮できる航空便は、村民の日常的な村外への移動手段であり、また村外からの来訪者の主な交通手段となっている。

将来にわたり利便性の高い村外との交通手段の確保・維持に努めるとともに、今後の村民や観光客・ビジネス客の往来の増大を見極めつつ、利用機の大型化や便数の増加に関する検討や関係機関への働きかけ等を行う。

また、利用機会の拡大や関係拠点間との利便性を高めるため、航空運賃の低減化の働きかけを行うとともに、拠点間の結節機能向上を検討し、適切な措置を講じる。

③村内道路の整備と適正管理

村生活の利便性、快適性、安全性を考慮した道路の整備・改修を推進する。また、安全確保のための歩道や標識・ガードレール・外灯等の安全施設の整備を推進する。

歩道や施設へのアクセス部分については、障がい者や高齢者等の交通弱者に配慮したバリアフリー構造を促進する。

村外からの来訪者が村内巡りや目的地へ容易に到達できるようにするため、案内表示板を要所に設置する。

農業や漁業等の産業振興に供する農道等の整備については、土地利用や施設の立地に応じ、路線や作業帯の設置等、効果的な整備を図る。

多良間島の海岸沿いの一周道路は観光客のサイクリングロードとしての活用が期待されるため、快適で利用しやすい環境を維持するための適正な管理を行う。

④公共交通機関の拡充

村民の日常的な移動手段及び村外からの来訪者の移動手段の確保と利便性向上のため、村内唯一の公共交通機関である村営乗合バスの運行頻度や運行ルート等の充実を図る。整備に際しては、利用者ニーズを把握し、効果的かつ効率的な方法・手段を検討し、計画する。

また、利用促進と公共交通機関の維持に向けた啓発を行い、村民の意識高揚を図る。



II章 基本目標2

島を支える生活の基盤づくり

基本施策 2-1 適正な土地利用・魅力ある集落景観の 保全・創出

【現状と課題】

□土地利用現況と規制状況

- 土地利用は、大部分が畑と牧草地の自然的土地利用が高く、集落等の都市的土地利用は多良間島北部に部分的に見られる程度で低い。
- 島全体が農業振興地域に指定され、その内の大部分が農用地区域となっている。
- 島の海岸沿いは、防風林を兼ねた森林が島を囲うように分布している。
- 集落とその周辺に史跡名勝天然記念物や埋蔵文化財包蔵地が分布している。

地目別民有地の推移 1月1日現在 単位：km²

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
田	-	-	-	-	-
畑	10.48	10.51	10.44	10.45	10.43
宅地	0.29	0.28	0.28	0.28	0.29
山林	-	-	-	-	-
野原	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62
その他	-	-	-	-	-

資料：沖縄県統計年鑑（各年度版）：最新R3/3

□集落空間

- 本村の集落形成の特徴は、一地域に集合して形成されていることである。
- 集落は、概ね碁盤状に整備されている。また、各地区に公民館や八月踊りに代表される様々な歴史民俗の祭事場が配置され、町並みそのものが民俗文化に裏打ちされたコミュニティの場となっている。
- 本村は、日本で最も美しい村連合に加盟し、自然と集落が調和する美しい村をつくっている。
- 台風襲来やライフスタイルの変化等から、建物の形状や構造が変化し、町並みも近代化しつつある。
- 島の歴史的な背景に育まれた集落形状と町並みが見られることから、これらを基本とした町並み景観の保全と、復元を図り、住んでよし、訪れてよしの魅力ある集落空間の創出、特に、宅地の石垣やフクギ並木の保全と創出、集落周辺の森林や農地等の緑との調和を図ることが課題とされる。

□フロント機能空間

- 本村のフロント機能を有する空間及び施設としては、多良間空港、普天間港、前泊港、夢パティオたらま、コミュニティ施設、多良間村地域振興拠点施設、役場等があげられ、情報発信の場としてまた、憩いの場として、島民同志並びに島民と来訪者との交流が図られているが、その活動は十分とはいえない。

【施策の目標】

村土の適正な利用と保全のために、土地の法規制を基準に村民の合意形成による土地利用のルールづくりを検討する。

【取組の方向性】

①土地利用の適正化

本村の土地の基盤をなしている自然環境をベースにおき、農業や漁業をはじめとする産業活動と集落等の住環境との調和を図りながら、社会情勢の変化にも対応する長期的な視点に立った、将来的な土地利用の在り方を計画的に進める。

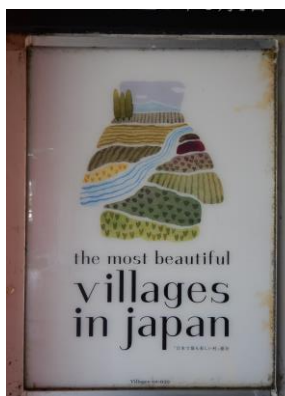
土地利用の実効性を高め、きめ細かな運用を図るためには、村民参画による具体的なルールづくりが必要であることから、行政と村民とが協働してルールづくりに取り組む体制の整備を推進する。

②多良間らしい集落計画の策定

本村を特徴づける歴史的な町並みや、これと一体をなす周辺の自然環境との調和を図った多良間らしい魅力ある集落景観の保全と創出に向けた、計画づくりと空間整備を推進する。また、魅力ある海岸や田園風景、天然記念物、海への出入口の「トゥブリ」、防風・防潮林等、島景観の価値を高める景観資源の保全等についても合わせて検討することとする。

③フロント施設の活用促進

島を訪れる人達のみならず、村民にとっても島をより深く知り、楽しく憩うためのフロント施設を活用し、島民同志や来島者との交流の場として活用を促進する。



「日本で最も美しい村」
連合認定



集落風景



夢パティオたらま

基本施策 2-2 生活環境の整備

【現状と課題】

□農村環境の整備

- 生活環境の整備については、「きめ細かな農業農村整備プロジェクト」事業として、ほ場整備、集落環境管理施設の整備が平成 29 年度から令和 4 年にかけて実施されている。
- 平成 29 年には農業集落排水事業の整備計画が検討された。

□中心地区の整備

- 本村の集落は、村役場を中心に、学校、郵便局、コミュニティー施設、警察、消防機関等が立地している。
- 本村の集落内施設は、村民・来訪者の商業活動の拠点、情報通信の拠点、物流の拠点等様々な機能を持ち合わせている。

□地域の保安・防犯

- 村民の安全・安心を確保し、地域の保安に努めるため、街灯や防犯灯の設置等を必要に応じて実施している。
- 今後も、村民が安心して生活できる地域づくりを進めていくため、防犯灯の設置や警察・消防機関との連携強化に努める必要がある。

□再犯防止施策の推進について

- 今後は、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めていくために、再犯防止施策の推進に取り組むものとする。

【施策の目標】

村民・来島者の衛生管理や安全・安心を向上させるために、排水施設やバリアフリー化を促進する。

【取組の方向性】

①農村環境・生活環境の整備

関連機関計画との整合性を図りながら、集落排水処理施設整備の促進や効果的な集落内排水のための施設の整備を進める。

②中心地区の整備

道路や建物、公共施設、公園などについては、バリアフリー化や誰もが安全に利用しやすいユニバーサルデザインの導入を促進する。

③地域の保安・防犯の確立

夜間の歩行時に安全を守るための街灯の増設や、広場、学校、公園等の子ども達が多く集まる場所の安全確保に努める。

事件・事故の防止に向けて万全を期すために、警察・消防機関との連携を強化する。

④再犯防止施策の推進

<主な取組内容>

1. 関係機関・団体との連携強化のための取組
2. 就労・住居の確保のための取組
3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
4. 非行の防止と学校等と連携した修学支援
5. 広報・啓発活動の促進のための取組



小学校前タイル張り歩道



多良間診療所



多良間駐在所

基本施策 2-3 良好な住宅・住環境の創出

【現状と課題】

□住宅整備

- 若者等の I ターン・U ターン者による定住促進を図るために、公営の多用途住宅整備が進められている。
- 高齢者や障がい者の利用に配慮したバリアフリー型の住宅整備や改修が不足している。

□住環境の整備

- 空き家や住宅跡地の空き地が点在し、一部では荒地となっている敷地もある。
- 老朽化住宅も見られ、耐震性が憂慮される。

【施策の目標】

公共住宅の整備に関しては耐震化やバリアフリー化を実施し、一般世帯に対しては、耐震補強設備の導入を促進する。

【取組の方向性】

①公的住宅の供給促進

本村への移住・定住の促進に向けた若者等の対象者ニーズに対応した良好な公営住宅の整備と提供、維持管理を推進する。

また、本村住民の住宅需要や高齢者・障がい者等への住宅供給を考え、需要者のニーズに応えた公営住宅の整備・改築をし、提供を推進する。

②住宅の耐震強化促進

熊本地震等の状況を受け、新規住宅建設には、耐震基準を強化し、既存住宅で耐震基準にも適合していない建物に対しは、耐震診断の実施や補強工事の実施等の適切な対応を促進する。



空き家（例）



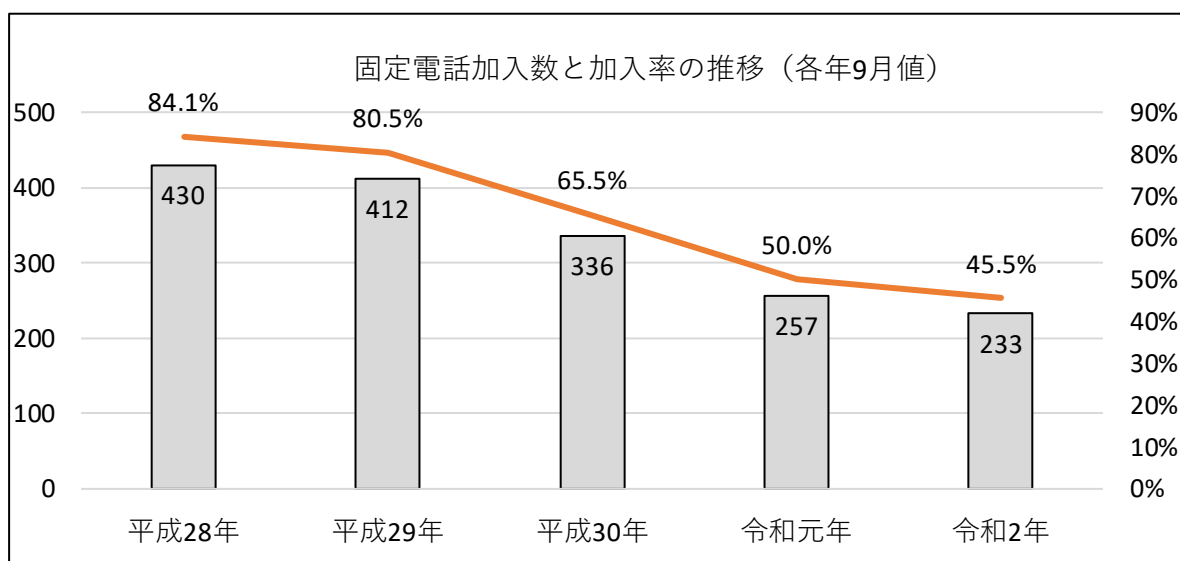
改築された南原団地の新住宅

基本施策 2-4 情報通信基盤の整備

【現状と課題】

□村民の情報通信手段

- 村民の電話による情報通信は、携帯電話等の普及にともない、固定電話から利便性の高い携帯電話やスマートフォンへの転換が進んでいる。
- 携帯電話やスマートフォン等の普及に対応した行政情報や地域情報等の伝達システムの整備が徐々に進んでいる。
- Wi-Fi 等でのアクセスができない場合がある。



資料：離島関係資料（沖縄県：R3/3）

□災害情報の伝達

- 地震や津波、風水害等の様々な災害や緊急時に対応した防災行政無線が整備されている。
- 防災行政無線施設整備事業により、災害や停電に強い防災ラジオ型、防災FM告知放送システムが整備されている。

□行政情報と地域情報

- 情報化社会とIT技術の進展により、村の行政情報や本村を紹介する情報発信が村のHPを中心に発信され、村民の行政情報の入手、村外者の観光情報や地域情報の入手に貢献している。

【施策の目標】

村民や来訪者が、いつでもどこでもスマホやパソコンで情報を入手できるよう整備する。

【取組の方向性】

①情報通信基盤の整備・拡充

情報化社会の進展や IT 技術の発達に対応し、村民や来訪者がどこにいても情報を受発信できる情報通信基盤の整備・拡充を推進する。

また、防災行政無線については、各種の災害教訓を活かし、災害等の緊急事態発生時に確実かつ的確に機能するよう、気象台、沖縄県との連携により、システムの機能アップや機器の維持管理を行う。

様々な情報通信手段への対応と、村民への確実な伝達の確認・検証を行う。また、緊急時に確実にシステムが機能するよう、日頃からの維持管理を徹底する。

村内のどこにいてもスマートフォンや PC による受発信が可能な情報基盤を整備する。

②情報発信内容の充実

村民の行政情報の入手や村外者の地域情報の入手に的確に対応するために、村の HP を中心に情報内容の充実と更新を図る。

情報技術の進展にともなった多様な情報発信の方法が求められており、それぞれへの対応が必要である。

③情報発信人材の確保・育成

IT 技術を駆使し、情報の入手・活用・発信を行うため、これに精通した人材の確保と育成を図る。また、村民が情報を生活や仕事に反映できるよう、情報通信に係る知識向上を図る。

④オンラインや You Tube 等による会議・情報発信

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、オンライン会議等が活発化した中で、今後も情報通信基盤を活用した会議や情報発信が増加するものと思われるので、その課題や有効性を検証しながら推進する。



NHK デジタルテレビ中継放送所



マイクロウェーブ電波塔

基本施策 2-5 消防・防災・救急医療体制の強化

【現状と課題】

□自然災害を受けやすい地域・地形

- 多良間島及び水納島は平坦な地形をなし、台風（暴風・高潮等）や津波が発生すると災害が起きやすい地域となっている。
- 近年の大型台風の発生や、1771年の明和の大津波の発生等により多大な災害を被ってきた経験がある。
- 台風の常襲地であり、暴風・高潮、津波等の被害が生じやすい地形であることを踏まえた、防災意識の高揚と災害防止対策の充実が必要である。

□防災基盤

- 防災に対しては、地域防災計画、防災マップ、災害・防災の伝達マニュアル等が整備されている。
- 台風の襲来にともなう暴風や高潮等からの被害を防ぐために、防風・防潮林が保安林等として整備されている。
- 建物のほとんどは鉄筋コンクリート造り等で建築され、防風・防火構造となっている。
- 津波対策として地盤高表示板の設置や避難タワー等が設置されている。
- 各種災害発生に備えた避難場所や避難所が設定されている。

□自然災害の防災体制

- 想定される風水害や地震・津波、その他の林野火災等については、地域防災計画や防災マップを策定し、関係機関の役割分担と体制整備、村民への周知が行われている。
- 災害時の情報伝達は、伝達マニュアルが策定されている。
- 防災行政無線施設が整備されている。
- 多良間空港においては、自然災害に強い空港を目指した防災計画（空港業務継続計画：A2-BCP）が策定されている。

□防火・救急体制

- 火災や事故等に対する消防・救急体制は、消防団詰所の施設・設備等の整備が随時強化されている。
- 村民の有志による消防団が25人体制で組織されている。
- 一般住宅にあっても火災報知器等の設置を義務付けされており、半数以上の世帯で整備されている。
- 自主防災組織の強化と村民の防災意識の向上を目指した防災訓練が実施されている。

□食料・生活用品の備蓄

- 地震・津波など広域災害に備えて、食料・生活用品などの備蓄は行われている。

【施策の目標】

防災は、特に生命を守るために重要な事項であるが、災害は、突然発生するものが多い。これに対しては、「正常性バイアス」を捨て、常日頃から意識し、家族や地域で対処方法等を話し合っておく必要がある。この意識・行動を促進する。

※ 正常性バイアス：「まあ大丈夫、自分は大丈夫」などという、何らかの被害が予想される状況下でも、都合の悪い情報の無視や過小評価する心理上の意識。

【取組の方向性】

①防災意識の高揚

本村は、台風の常襲地であり、暴風・高潮、津波等の被害が生じやすい地形であることを踏まえ、村民や来訪者に対し、台風等により発生する暴風・高潮や、地震・津波、火災等に関する災害と防災について、正しい知識を身につけ、発災時における適確な行動がとれるよう、これらの防災マップ等のチラシ配布や情報を提供し、防災意識の高揚を図る。

②防災基盤の整備

本村においては、地形的に、防風や高潮、地震と津波による災害の危険性が高いことから、防風・防潮林や海岸及び港の保全整備、避難路と避難所の点検・整備、建物の耐震化等、被災の可能性が高いものから優先的に推進する。

③定期的な防災計画の見直しと情報更新

近年の大雨などの避難情報は、地球温暖化による気候変動などによって年々改定が進められている。また、地震・津波に関する研究も進んでおり、適宜、見直し検討する必要がある。

④防災士の育成

沖縄県及び本村では、災害時に支援したり復旧時に避難所等の支援をしたりする、防災知識を持った「防災士」が少ないため、育成のための講習会への参加を支援する。

⑤防災体制の強化

防災体制の取り組みは、自助・共助・公助を基本とし、災害に強いむらづくりを目指す。全体的な取り組みとしては、地域防災計画に基づく予防と発災時対応を村民・防災士と関係機関が一体となって推進する。

特に、災害弱者である災害時要配慮者に対しては、住民や区長、社会福祉協議会が一体となって避難・誘導等に取り組む体制の強化を推進する。

また、火災や事故等に係る消防・救急体制については、随時その機能の強化を図る。

⑥防災訓練の実施

地域や役場で定期的に防災訓練を実施し、準備手順や対応の仕方などを検証しておく。

⑦食料・生活用品の備蓄の推奨

地震・津波などの広域災害が発生した場合、島外からの支援が遅れる可能性がある。行政としてある程度の備蓄を実施するとともに、村民に対しても一定程度の備蓄を推奨する。

⑧救急医療体制の強化

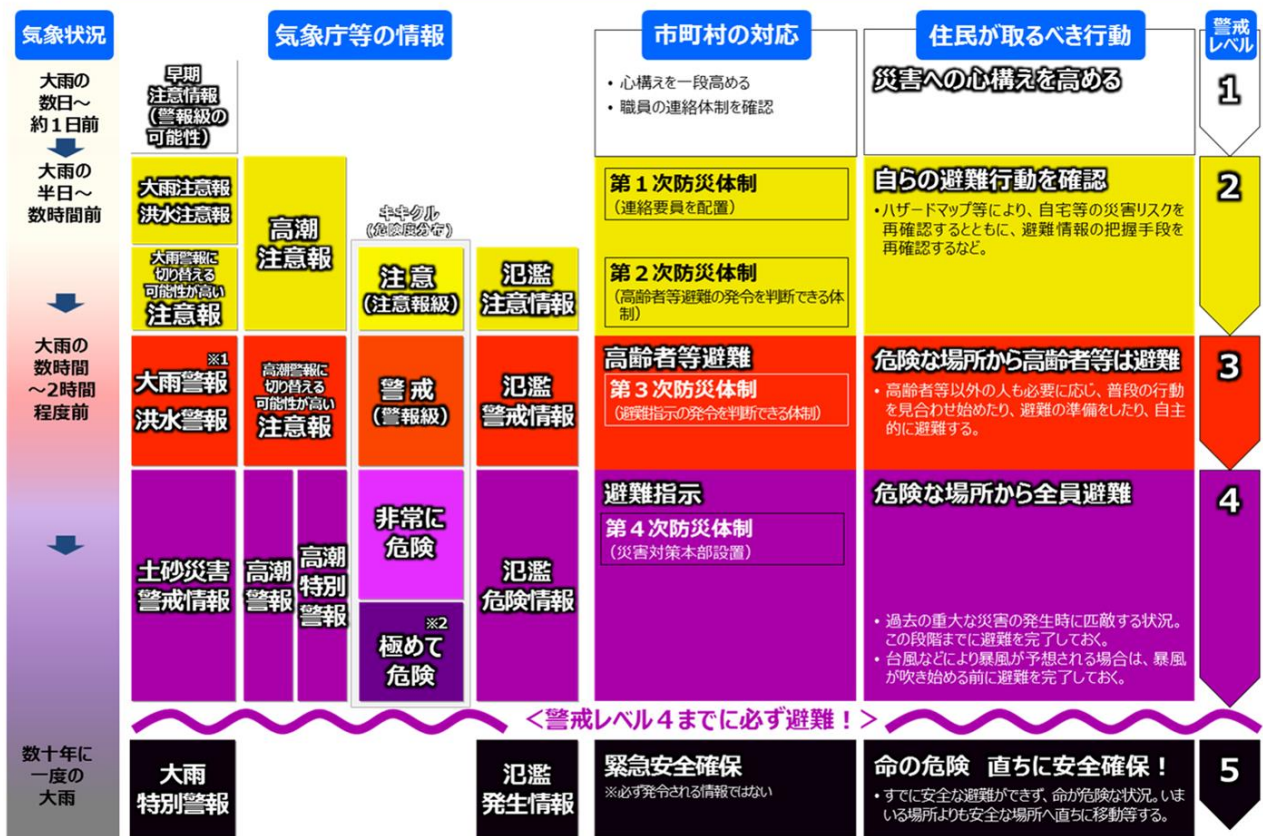
離島においては、救急医流体制の確保は喫緊の課題であり、村内の救急体制の強化はもとより、村外搬送等については、海上保安庁のヘリコプター搬送等との連携強化を推進する。

⑨防風・防潮林の保全・育成

防風・防潮や津波軽減機能を高める保安林等の保全と整備を推進する。

新しい避難情報（令和3年5月）

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその利活用



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。
 ※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の域の込みに活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成



III章 基本目標3

人・地球にやさしい持続可能な環境づくり

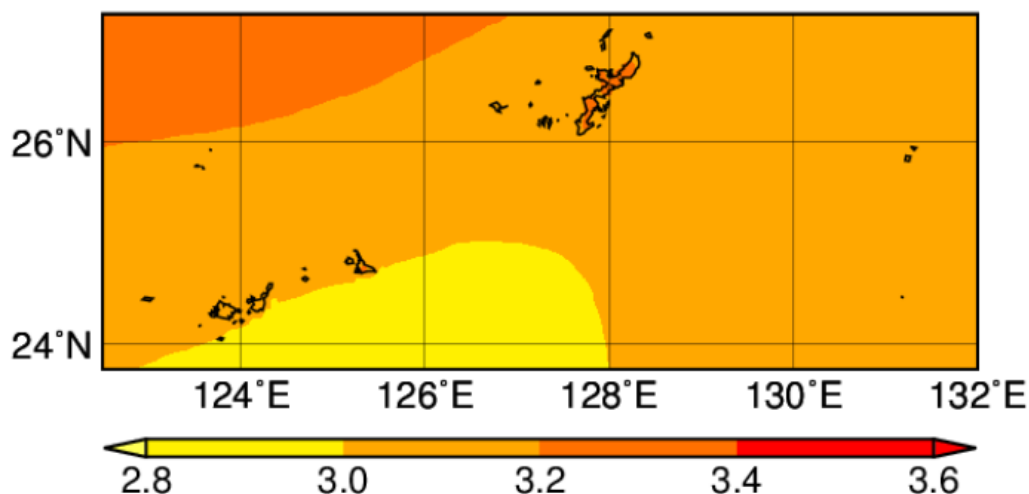
基本施策 3-1 地球環境の保全・新エネルギーの促進

【現状と課題】

□地球温暖化（気候変動）の現状

- 地球温暖化の要因といわれている温室効果ガスは、多くは化石燃料の消費によるものであり、火力発電、運輸交通、工場製品製造、廃棄物焼却等生活に密着しているものである。排出抑制対策としては節電、節水、省エネルギー行動、ごみ減量、新エネルギー（再生可能エネルギーや水素エネルギー・アンモニアエネルギー等）への転換推進等がある。
- 政府や沖縄県は温室効果ガスの排出を 2030 年度に 2013 年度比で 46.0%削減、2050 年度には実質ゼロのカーボン・ニュートラルを目標に掲げている。
- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）2021 年 8 月 9 日の速報によれば、人間活動で温暖化しており、2040 年までに 50%の確率で、産業革命以前と比較して 1.5℃上昇しているとされている。
- 今後、世界各地で極端現象（大雨・洪水、干ばつ・原野火災など）が発生すると予測している。
- 本村においても、気候変動に伴って、大型台風の襲来、高潮の増大、海面上昇、干ばつ、ひいては作物減収等その影響は大きいものがあると予想される。
- 地球温暖化対策（気候変動対策）には、温室効果ガスの削減（脱炭素）をねらった「緩和策」と気候変動の影響に対する対応の「適応策」とがある。

将来の平均気温の予測（沖縄气象台）



資料：沖縄の気候変動監視レポート 2021（沖縄气象台：R3/3）

□新エネルギー（再生可能エネルギー）の状況

- 再生可能エネルギーは、旧多良間空港跡地で進められている太陽光発電（メガソーラー発電）と風力発電が設置され、運用されている。
- 各住宅の屋根等を活用して、FIT（再生可能エネルギー固定価格買取制度）を一定期間活用した太陽光発電が一部設置されている。

□地球温暖化対策実行計画の策定

➤国では地方公共団体において、地球温暖化対策計画の事務事業編（行政の行動）や区域施策編（市町村域）の策定・改定を進めているが、本村では策定されていない。

【施策の目標】

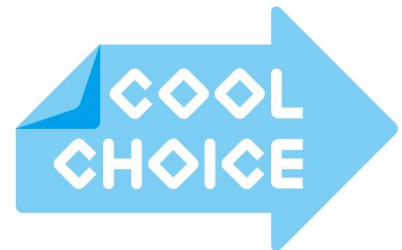
公共施設、事業所、家庭、学校等、あらゆる施設・組織で、緩和策を推進するとともに、適応策についても対応する。また、行政においては、ゼロ・カーボンを目指して、地球温暖化防止計画等を作成し、地域行政として対応できる方策を検討する。

【取組の方向性】

①節電・節水・省エネルギー等の緩和策の推進、クールチョイスの促進

各家庭だけでなく、企業、事業所等あらゆる施設・組織で、節電、節水、省エネルギー、ごみ減量、エコドライブ等に取り組むとともに、節電・節水・省エネルギー機能の高い電化製品や生活物品、車両等への切り替えや購入に心がけるクール・チョイス（環境負荷の少ない賢い生活の選択）を促進する。

なお、ゴミの減量も緩和策につながる。



②家庭・事業所等での再生可能エネルギーの導入促進

家庭・事業所において、FIT事業を活用した、太陽光発電などの再生可能エネルギーの設置を促進する。また、ZEB/ZEH（ゼロ・エネルギー・ビルディング/ハウス：「ゼブ/ゼッチ」と読む）を促進する。

行政においては、地域でエネルギーの創出・管理（エネルギーの地産地消）を実施できるマイクログリッド事業等の導入を検討する。なお、マイクログリッドは、災害時に対応したエネルギーの創出（停電への対応）にもなる。

③適応策の対応推進

地球温暖化（気候変動）によって、自然気象災害の発生や熱中症、未知の熱帯性感染症等の蔓延、農作物への被害などの発生が予想されている。これらに対して、気象災害の対応推進、健康被害への予防、その他の被害対応等について普及啓発を図り、対応を促進する。

④地球温暖化対策実行計画の策定検討

市町村において、地球温暖化対策実行計画の策定は望ましいとされるが、環境基本計画又は総合計画の中で策定することも検討できる。

基本施策 3-2 自然環境の保全

【現状と課題】

□人と自然との共生

- 本村には、ハイビスカスやソテツ、ナンゴクワセオバナ等の南国特有の植物が生い茂り、一年中色鮮やかに彩られている。中でも村花や村魚等、村のシンボルとなる動植物は村民に親しまれており、自然と文化と生活が密接に関係している。
- 人間は、地球という大きな生態系の一員であり、他の生物との複雑な生態系から得られる恵みによって私たちの暮らしは支えられている。しかし、近年、人類の活動の影響等によって、地球的規模で生物種の減少が進み、問題視されている。
- 村花、村魚にスポットライトをあててPRし、自然資源として活用する。
- 人は自然の中で、他の生物とともに生かされていることを認識し、自然環境に配慮した生活の仕方を考える必要がある。

□貴重な動植物の保護・保全

- 本村の海岸の砂浜はウミガメの産卵場所となっており、海には貴重なサンゴ礁が分布している。
- 本村は、サシバ等の渡り鳥の中継地となっていることや、本村が県立自然公園として指定されていることから、生物多様性の保全上、貴重な地域となっている。

□海岸域の漂着ごみの実態

- 本村は、美しい海の自然が豊かであるが、海岸域にはプラスチックなどの漂着ごみが散在している。特に、人が立ち入らない場所は放置された状況にあり、景観を損ねているとともに、マイクロプラスチックなど生態系への影響が懸念される。

【施策の目標】

生物多様性の姿は、人も自然の生態系の一員であることから、その維持・増進に努めなければならない。本村は、自然豊かであり、その自然は村の財産として貴重であることを意識し、自然環境の保全に努めなければならない。

【取組の方向性】

①自然環境保全意識の高揚

人は自然の中で、他の生物によって生かされていることを認識し、地域づくりや学校教育の中で自然保護を推進する。また、生物多様性の必要性と資源としての可能性を普及啓発する。

村花、村魚等の村のシンボルとなる動植物を県内外にPRし、これらの保全、育成に努める。例えば、村の花として指定されているタラマバナ（和名ベニバナ）は、昔から染料や薬

草として重用され、琉球王朝時代には貢納品とされていた。また、村魚にはニバリ（ミーバイ）が、村鳥にはウズラが指定されているが、それらの動植物に関しては自然資源としての活用も検討する。

②貴重な動植物の保護・保全

ウミガメ、サンゴ礁、サシバ、ヤシガニ、オカヤドカリ、キシノウエトカゲ等といった貴重な動植物が自生する県立自然公園の保護・保全を推進する。

③水納島の自然環境の保全

多良間島の北に位置する水納島は牧場として活用されているが、手つかずの自然も豊富であり、野生生物の多数生息している。近年、密猟等の被害が懸念されており、監視・管理を強化するとともに、自然環境簿保全に努める。

④海岸域の清掃活動

海ごみや海岸漂着ごみは、生態系への影響、景観への影響が大きいとされ、地域の清掃活動や環境教育・環境ボランティア活動の一環として、漂着ごみ等の回収・撤去が実施されている。今後ともその処理等を支援する。



タラマバナ（ベニバナ）



ウズラ



海岸漂着ごみ



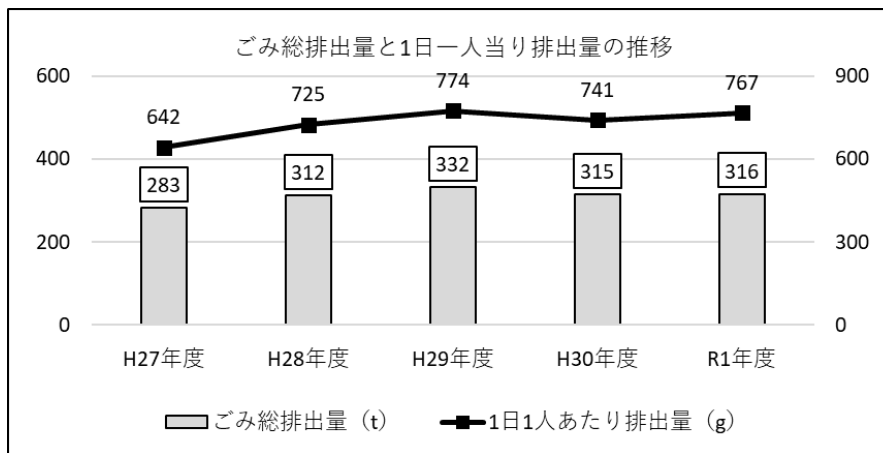
サンゴ礁とダイバー

基本施策 3-3 循環型社会の促進

【現状と課題】

□ 廃棄物の処理状況

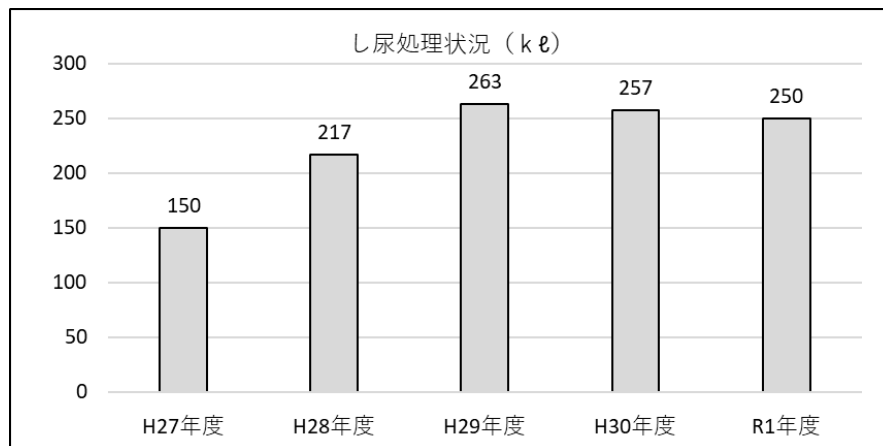
- 本村の廃棄物処理は、「クリーンセンターたらま」（機械化バッチ燃焼式）において、一般廃棄物の処理が行われている。
- 村内で廃棄されるごみの量は、令和元年度で 316 t であり、1 日 1 人当たりの排出量は約 767g である。近年、ごみ総排出量、1 日 1 人当たり総排出量ともに増加している。
- 家庭や事業所から出る家電製品や自動車の廃棄物等、特殊な処理が必要な廃棄物の処理方法について村民へ周知が徹底されていない。



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果より

□ し尿処理状況

- 本村のし尿処理は、自家処理（汲み取り型）と水洗処理（水洗化率 31%：平成 30 年度）があり、いずれも委託業者によってし尿処理場に収集、処理されている。
- 令和元年度のし尿処理量は 250 kl であり、平成 27 年度の 150 kl より増加している。
- 合併浄化槽については、住宅新築の際に設置を義務化している。
- 課題としては、し尿処理施設の老朽化が懸念されている。



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果より

□災害廃棄物処理計画

➤地震・津波などの大規模災害が発生したとき、家具など大量の廃棄物が発生する。災害廃棄物の処理に関する計画は、現在策定中である。

【施策の目標】

人間が生活する以上、ごみ（廃棄物）の発生は必然であるが、地域や地球環境の保全にとって、循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化に努力する。

【取組の方向性】

①廃棄物の減量と適正処理の推進

ごみの発生抑制や再資源化に取り組むため、収集されたごみの再資源化、リサイクルの方法を検討しながら、分別収集の在り方について検討する。

家電製品や車両等の特殊な廃棄物については、法律に基づく処理、回収方法の周知を徹底する。

②3R・4Rの推進

ごみ総排出量、1日1人当たり総排出量が増加しているため、ごみ減量手段である3R運動（リデュース：排出抑制、リユース：再利用、リサイクル：再資源化）に加え、最初に始める（リフューズ：ゴミになるものを買わない・断る）を加えた4Rを推進する。

③し尿処理施設の建設検討

し尿処理は、し尿も生活雑排水も合わせて処理できる合併浄化槽の設置を促進するとともに、新たな汚泥処理施設の建設を検討する。

④海岸域漂着ごみの一般廃棄物処理

地域の清掃活動や環境教育・環境ボランティア活動の一環として、漂着ごみ等の回収・撤去が実施されている。海岸漂着ごみ等は産業廃棄物の位置づけであるが、一般廃棄物そして市町村で処理することができるので、積極的に進めるものとする。



クリーンセンター（プラスチックごみ）



クリーンセンター：最終処分場

基本施策 3-4 水道の安全供給・地下水の保全かん養

【現状と課題】

□多良間村の水道

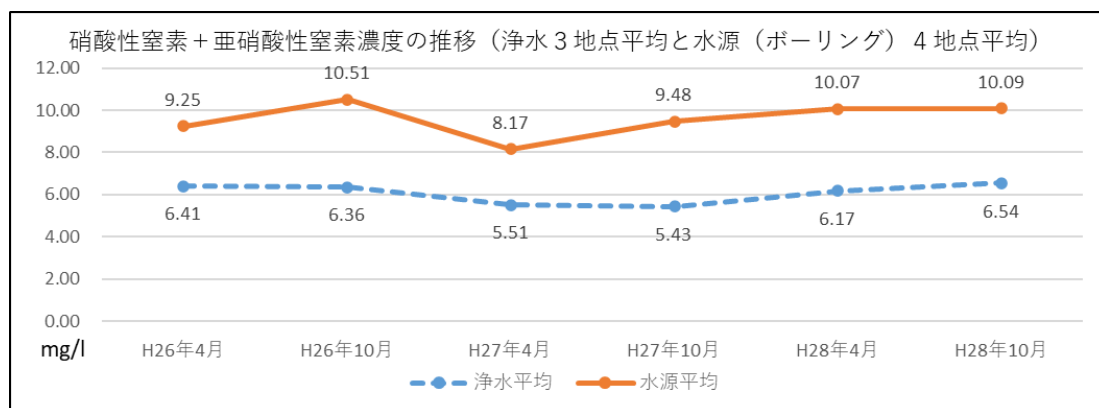
- 多良間島の水道事業は、地下水を水源に簡易水道事業として実施している。水納島は、雨水を貯留し、浄化して使用している。
- 給水人口は、近年減少しており、給水量も年々減少している。令和2年の日最大給水量は650m³であった。
- 1人1日当たりの給水量は、平成28年度で411ℓであり、若干の増加傾向にある。
- 老朽化した給配水施設については、随時取り替え等の更新を行っている。

□地下水量の保全・かん養

- 多良間島では、淡水レンズと呼ばれる透水性岩石の地下で海水（塩水）の上にレンズ状に浮いている地下水（淡水）を汲み上げて利用している。しかし、淡水レンズ層は急激に揚水したり、渇水が続いてレンズ層が薄くなると海水が混入する恐れがある。多良間島の地下水賦存量（理論上算出された総量）は73万m³/年と試算され、島の生活用水20万m³/年を上回っているが、農業用水を賄おうとすると不足する。
- 本村にとって、地下水は村民の重要な水源である。現在、多良間島の地下水量は十分足りているが、農業用水としての利用や干ばつが発生した場合に不足することも予想されることから、日頃から節水に努めるとともに、植樹活動等による水源かん養林の保全が重要である。

□地下水質の保全

- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の平成28年10月の4つの水源ボーリング地点の平均は、10.09mg/ℓであり、基準値の10mg/ℓを上回っているボーリング水源がある。
- 窒素分の混入要因としては、化学肥料や家畜排せつ物等の農業活動によるものと、生活排水によるものがある。
- 多良間島では硝酸性窒素等の水質対策として、ろ過装置を設置し、良好な水道水を供給している。浄水平均は平成28年10月6.54mg/ℓで、概ね飲料基準を満たしている。



資料：多良間村 HP（データ：一般財団法人沖縄県環境科学センター検査より）

□湧水の保全

➤村内には、文化財的にも価値がある、アマガーやシュガーなどが点在している。

【施策の目標】

水は人間にとって不可欠のものである。地下水に頼っている本村では、水量の保存と水質の保全が重要であり、その保全・かん養に努め、安全な水道水を供給する。

【取組の方向性】

①簡易水道の整備と維持管理

良質でかつ安定した水道水を供給するために、浄水施設や給配水設備等の維持管理と老朽化施設の修繕や取り替え等を実施する。

②地下水量の保全・かん養

地下水量の保全のため、節水に努めるとともに雨水利用の奨励、大型貯水槽導入の検討を行う。また、水源のかん養の面から植樹活動を推進する。

③地下水質の保全

農業においてはエコファーマー登録を増やし、化学肥料（高度化成肥料）や農薬の適正使用に努め、家畜排せつ物は堆肥化する等、適正に処理する。

生活排水対策は、住民協力のもと生活雑排水対策の推進や合併型浄化槽の設置普及を促進し、将来的には集落排水処理施設等の導入を検討する。

④水源の確保と渇水対策

良質で安定的な水源を確保するためには、水源かん養機能を高め、水道の使用量を抑える等して、持続可能な水循環を推進する。

また、渇水期にも給水制限が回避できるよう、日頃から節水や雨水の有効利用等の取り組みを推進する。

⑤湧水の保全

湧水は文化的にも価値があるが、災害や緊急時の生活用水の水源としての価値も認識する必要がある。そのため、地域と連携して保全に努める。



ナガシガー

基本施策 3-5 生活衛生の向上

【現状と課題】

□墓地・埋葬の適正管理

- 本村の墓地は、共同墓や門中墓といった沖縄独自の形態が受け継がれている。島外の病院や老人保健施設で亡くなる人がほとんどであるが、火葬場がないため島内で亡くなった場合は古来の風葬が主となっている。
- 独自の文化である埋葬方法を尊重しつつ、墓地埋葬法や公衆衛生法に則した墓地の適正管理が進められている。

□衛生的な生活環境の確保

- 生活衛生環境を取り巻く問題として、不法投棄や不適切な生活雑排水とし尿処理の問題、ペット飼育の放棄等多岐にわたり、これらが、近隣住民間のトラブルとなる場合がある。
- 快適で住みやすい場所をつくることは、人々の生活環境を良くし、健康で安心できる条件を整えることであり、生活環境を衛生的なものにすることが大切である。
- 衛生的な生活環境を確保するため、村民一人ひとりが率先して衛生活動等に参加できるよう、行政による支援について村民に周知し、生活衛生意識を高める。

【施策の目標】

墓地埋葬に関しては、法律に準じて実施する。推進する。また、ペットの管理は、ペットも家族の一員と捉え、適切に管理できるよう、普及啓発を図る。

【取組の方向性】

①墓地・埋葬の適正管理

墓地建設や埋葬については、当事者の意向を尊重しながら、墓地埋葬法、公衆衛生法に触れないように留意し、村への連絡や法的な手続きを徹底するよう指導を強化する。また、自然景観を損なわないように行政指導を徹底する。

②ペットの管理の促進

衛生管理や自然保護の観点から、犬や猫などのペットは、適正に管理するよう、チラシや広報誌で呼びかける。



野生化したノラネコ

IV章 基本目標4

明るく安らぎに満ちた暮らしづくり

基本施策 4-1 地域福祉・地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

□村の人口構成

- 本村の令和2年10月の住民基本台帳による人口構成は、15歳未満が147人（13.4%）、15～39歳が229人（20.8%）、40～64歳が382人（34.7%）、65歳以上が342人（31.1%）で、3人に1人が高齢者という超高齢社会である。
- 15歳未満人口が減少し続けていることもあり、少子化の進行が懸念されている。
- 人口構成のバランスが崩れることにより、村の活力の衰退等が懸念される。

□地域福祉体制づくり

- 本村は、離島ならではの特徴的な伝統文化が根付いていることもあり、村民同士による助け合い（ゆいまーる）や交流が色濃く残っている。地域コミュニティーは地域住民による主体的な福祉活動において重要な社会基盤となっている。

□社会福祉協議会の活動

- 社会福祉協議会は、地域福祉活動の中心的存在であり、高齢者や障がい者の生活支援、民生委員・児童委員の事務局、災害時の要配慮者の管理、その他、福祉行政の支援等を行っており、高齢者生活支援センターの管理、介護保険事業も行っている。
- 職員は4名であり、社協全体のスタッフは22人であるが、人材は不足気味である。

職種	人数
主任ケアマネ	1人
看護師	2人（正看護師、准看護師各1名）
社会福祉士	なし
ケアプランナー	1人（ケアマネ兼務）
要介護認定調査の調査員	1人（ケアマネ兼務）
事務職	2人

□地域包括ケアシステムの構築

- こどもから高齢者まで包括的に支援するには、地域全体で支え合うことが望ましく、その体制づくりとして地域包括ケアシステムがある。現在、人材不足等により十分な機能は構築されていない。

□家庭内暴力（DV）・児童虐待等への対応促進

- 家庭内暴力等の対応には、近所や地域、民生委員・児童委員、警察等で見守り等を実施している。
- 児童虐待等については、民生委員・児童委員、保育所、診療所、児童相談所や学校等連携しながら対処している。

【施策の目標】

地域における相互扶助の意識や取り組みが将来にわたって継承されるよう、地域住民の主体的な活動を支援し、地域福祉体制づくりに努める。

誰もがいきいきと活動し、村の活力を生み出すために、子どもから高齢者までが協働して地域社会を支え、地域福祉の担い手を増やし、地域包括ケアシステムの構築を目指す。

【取組の方向性】

①地域福祉体制の強化

村民が地域福祉を身近なものとして、積極的に参加できるように、地域福祉の啓発活動を強化する。各種の福祉制度については、それぞれの事業において計画を策定し、制度の周知を図るとともに適正なサービスを推進する。

②福祉のむらづくりの構築

地域福祉の各種サービスの強化を図るために、ハード面、ソフト面の整備を強化し、障がいのあるなしに関わらず誰もが地域で気軽に活動できるようなむらづくりを進める。

③地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

地域福祉を推進するための計画及び社会福祉協議会の活動計画等の策定を実施する。

④福祉人材やボランティアの育成・確保・拡充

地域福祉の推進のため、民生委員・児童委員や福祉関連従業員、防災士、地域づくりボランティア等の人材を育成・確保し、拡充する。

⑤家庭内暴力（DV）・児童虐待等への対応促進

家庭内暴力や児童虐待等については、地域づくりの輪（ネットワーク等）を広げ、民生委員・児童委員、学校等で見守り等を強化する。状況に応じて、児童相談所や警察との連携も引き続き取り組む。

⑥高齢者や障がい者への虐待の防止・対応

高齢者や障がい者への虐待等については、実態を把握するとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センター等との連携により防止に努める。

⑦母子・父子・寡婦世帯の自立促進と支援

母子・父子・寡婦世帯は、母親あるいは父親ひとりで家計と子育ての両方を見なければならず、きめ細かな対応が必要とされる。民生委員・児童委員の活動の強化を図り、個々の家庭の事情に配慮しながら、生活実態の把握に努め、就労機会を確保し、自立支援を行う。

基本施策 4-2 保健医療・健康づくりの拡充

【現状と課題】

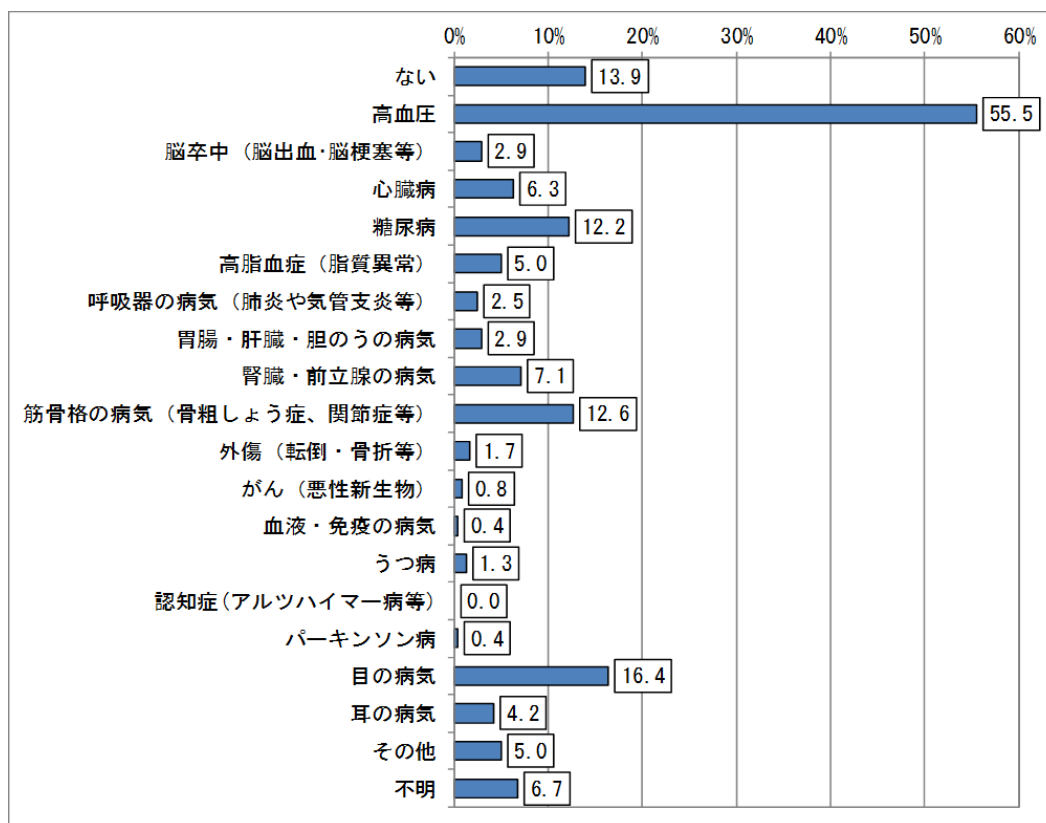
□医療体制づくり

- 本村には、医療機関として、県立宮古病院多良間診療所、村立歯科診療所があり、医科及び歯科診療がなされている。医療従事者は、医師 1 人、歯科医師 2 人、看護師 1 人が疾病予防及び病気診断と治療にあっている。
- 産婦人科、整形外科、精神科における専門医療は、巡回診療によって対応されている。
- 緊急を要する病気やけがの場合には、海上保安庁、自衛隊等の協力によりヘリコプターにて、宮古島、石垣島へ搬送している。

□疾病予防・健康づくり

- 村民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現、健康寿命の延命等を目指し、平成 26 年度に「健康たらま 21」が策定されているが、評価、計画の見直しを要する。
- 保健活動として、住民健康診査、各種がん検診、栄養教室等の健康相談を行っている。
- 本村は、生活習慣からくる「肥満」「多量飲酒」による心疾患と糖尿病が多い。
- 高血圧、脂質異常症、糖尿病、肥満等の生活習慣病は、動脈硬化や脳血管疾患などの疾患につながりやすいため、生活習慣病の予防に対して保健指導を実施している。

高齢者へのアンケートによる疾病等の状況



資料：第 8 期多良間村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和 3 年 3 月）より

【施策の目標】

県立宮古病院、宮古保健所等との連携により、離島医療の充実、救急医療体制の継続・構築を図る。また、胎児から高齢者まで、いつまでも元気であるための健康づくりを推進する。

【取組の方向性】

①安定的な医療の拡充

本村の医療は、多良間診療所を中心に村民の健康維持と病気治療が十分に実施できる体制を整備拡充する。

②健康づくり事業・予防医療の推進

健康を維持するための食事についての指導、健康運動の実施、子ども達のための健康学習、高齢者の保健事業、予防接種事業等を実施する。

また、住民健診、医療相談・指導等の業務については、診療所及び関係機関との連携を強化し村民の健康増進に努める。

「生活習慣病予防講習会」「健康教育」等を日常的に開催し、健康に関するパンフレットを配布する等、村民に開かれた保健教育を実施する。

③世代ごとの健康教育の促進

ライフスタイルの変化による食生活の乱れが、健康保持に影響を及ぼしていると懸念されている。そのため世代ごとに安全な食べ物を選ぶ能力や望ましい食習慣を身につける「食育」を行う。

④感染症予防の推進

新型コロナウイルス（COVID-19）のようなパンデミックに備え、感染予防に努める。

⑤気候変動に備えた熱中症対策等の促進

地球温暖化により熱中症等が増加すると予想される。これらについて対応のあり方などの情報を収集・検討し、適応策として対応する。

熱中症はこえかけで防げる。

✓ 熱中症とは？ 室温や気温が高い中で作業や運動により、体温の調節機能が働かなくなり、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れ、発症する障害の総称です。

おかしいな？と感じたら…**熱中症の応急処置！**

- 1 涼しい環境への避難**
風通しの良い日陰やクーラーのある室内など、涼しい場所へ避難させる。
- 2 脱衣と冷却**
衣服をゆるめるなどし、体からの熱の放散を助ける。水や水で首や脇の下、足の付け根などを冷やす。
- 3 水分や塩分の補給**
冷たい水や、スポーツドリンクなどを与える。
(ただし、意識がはっきりしていない場合、経口での摂取は厳禁。)
- 4 医療機関に運ぶ**
意識がはっきりしないとき、自力で水分摂取ができないときは、すぐに医療機関に搬送する。

熱中症を引き起こす条件って何？
【環境】気温が高い・湿度が高い・日差しが強い・風が弱い
【体】激しい労働や運動によって、体内に熱がたまる・暑い環境に体が対応できない時

どんな場所でもなりやすいのか
高温、多湿、風が弱い、輻射源(熱を発生するもの)の環境下
*工場環境、運動場、体育館、窓を閉めた車中は特に注意！
室内でも熱中症は発生しています

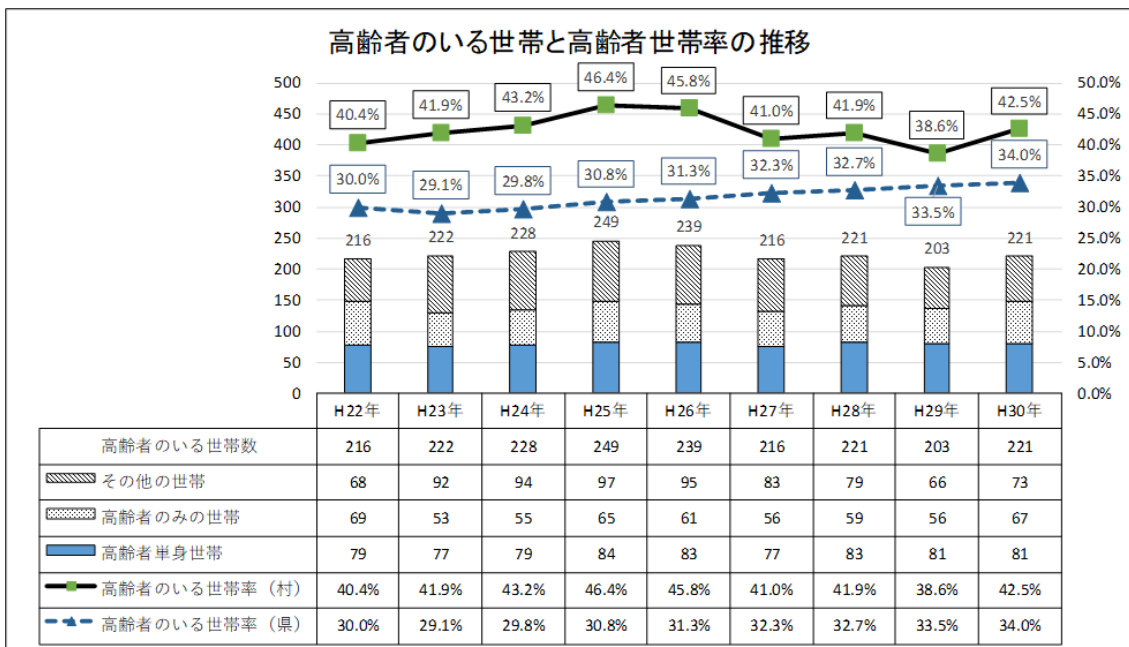
どのような人がなりやすいのか
・脱水症状のある人(寝不足や夕食時、前の晩の飲酒など)、高齢者・幼児・肥満の人・道着の着衣・運動不足の人・暑さに慣れていない人・病気の人・体調の悪い人

基本施策 4-3 高齢者支援・高齢者福祉の推進

【現状と課題】

□介護サービス需要の高まり

- 住民基本台帳による令和2年10月の高齢者数は342人（高齢化率は31.17%）で、高齢者人口、高齢化率ともに年々上昇しており、2030年頃まで上昇するものと予測されている。
- 平成30年の高齢者のいる世帯は221世帯であり、世帯率は42.5%である。県全体の34.0%と比較して高い。うち、ひとり暮らしの高齢者は81人である。
- 本村では、介護保険事業によるサービスは在宅サービスが主となっている。
- ひとり暮らしや寝たきりの高齢者等、介護を必要とする高齢者が今後増加すると考えられる。高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域に密着した介護保険事業の推進を進めている。



資料：沖縄県子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 在宅福祉班

□介護保険料

- 本村の保険料基準額は6,040円となり、県内で2番目の低さである。
- 介護サービスの利用者が増加すると、保険料基準額の高騰が懸念される。高齢者が健康で、できるだけ地域で自立した生活を送れるように介護予防の推進とサービスの適正利用が重要となる。

□高齢者福祉事業

- 3年に一度の介護保険料見直しに伴い、高齢者福祉事業計画も改定されている。事業は、介護予防事業、地域ケア会議、高齢者福祉事業、認知症総合支援事業などを中心に推進している。

□老人クラブ活動

➤多良間村では60歳以上の高齢者で、地区ごとに単位老人クラブが組織されている。令和2年度で8つの単位老人会と367名の登録者がいる。

【施策の目標】

地域の住民がともに支え合い、高齢者になっても元気で、生きがいあふれる暮らしが出来る地域を目指し、高齢者福祉の増進を進める。持続可能な介護保険サービスの推進を図る。

【取組の方向性】

①持続可能な介護保険事業の推進

適正な介護保険事業の運営をめざし、本村に適した介護予防・介護支援サービスを推進する。地域の資源を活かした多様なサービスの充実を図るとともに、予防給付の円滑な地域支援事業への移行を目指す。

②健康づくり・介護予防の推進、日常生活の支援

健康長寿の推進を第一の目標とし、健康づくり、生きがいづくり、社会参加、生涯学習、介護予防などの各種活動を気軽に参加できるよう、活動支援や環境整備等を推進する。

介護予防をねらった日常生活総合事業として訪問サービス、通所サービスの充実を図るとともに、生活習慣病対策としての意識啓発や健康診断、保健指導などを関係機関等と連携して実施する。

③介護予防等の包括的サービスの充実・強化

住み慣れた地域で、在宅療養を望む高齢者を支えるために、医療と介護の一体的なサービスを提供するために、医療と介護の連携を強化するとともに、認知症になっても、本人の意思が尊重され、症状に応じた適切な支援・サービスが受けられ、できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられるよう、地域の見守りや医療・介護サービス体制を構築する。

④自助・互助・共助・公助の村づくりの推進

地域包括センターが中心になり、社会福祉協議会や住民、事業者等が連携し、住民相互の支え合いによって、権利擁護や見守り等の福祉、地域で要介護者や介護家族等を支える自助、互助、共助、公助の意識を促進し、高齢者が生きがいを持って、いつまでも元気で暮らせる村づくりを目指す。

⑤人材育成と地域包括ケアシステムの構築

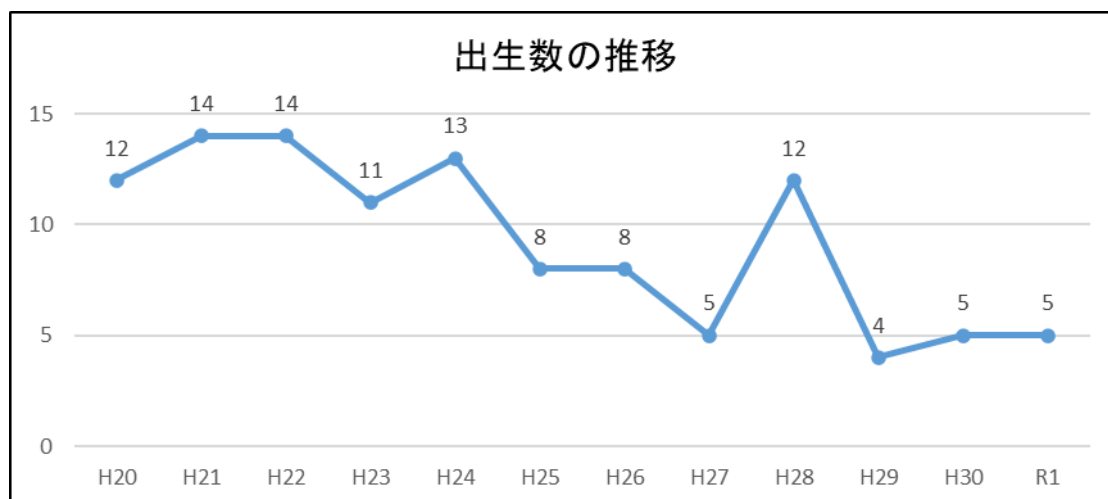
今後も増加する介護ニーズ的確に対応し、質の高い福祉サービスを提供するために、地域や関係機関との連携しつつ、人材の確保・育成を積極的に推進し、地域の各主体が連携し合う地域包括ケアシステムの構築を目指す。

基本施策 4-4 子育て支援・子育て環境の充実

【現状と課題】

□子ども子育て支援計画と乳幼児数

- 乳幼児から18歳未満までの乳幼児・児童・生徒等を対象とした「子ども・子育て支援法」が平成24年8月に成立し、地方自治体は、「子ども子育て支援事業計画」を策定することとなった。
- この基本施策4-4の項目では、概ね、妊産婦及び就学前の乳幼児・園児等への支援事業等を対象とする。
- 令和2年9月の乳幼児数は、0歳児が9人、1歳児・2歳児が各4人、3歳児9人、4歳児12人、5歳児3人である。保育所に入所せず、家庭等で保育している乳幼児は7名である。
- 出生の動向は、平成22年以降減少傾向にあり、令和元年の出生数は5名であった。



資料：沖縄県衛生統計年報（人口動態編）

□就学前の子育て支援

- 母性の健康の確保と増進として、健康相談、妊産婦健康診査、妊産婦訪問事業、母子保健推進員活動の支援等を行っている。
- 子どもの心身の成長を支える健康づくりとして、乳幼児健康診査・歯科健康診査、新生児・乳幼児訪問指導、離乳食等の実習、予防接種等を実施している。

□保育所サービスの状況

- 本村には村立の保育所が1か所あり、0歳から3歳までを受け入れている。
- 入所児童数は、0歳児から2歳児で12人、3歳児が7人であり、4歳児以上の入所はない。
- 保育サービスの内容は、通常保育、障がい児保育、健康・体力づくり、交流・体験行事、幼稚園児の午後の預かり保育事業等を実施している。
- 近年、待機児童はいない。

□いっしょに子育て、親育ちの取り組み等

- 子育て相談、ひとり親家庭への支援、配慮を要する子どもへの支援、児童虐待防止、三世代・世代間交流等の事業を実施している。
- 児童虐待防止・教育放棄（ネグレクト）には、ネットワークを構築し、親の悩み等に対処しながら支援活動を実施している。

【施策の目標】

子どもは地域の宝であり、未来そのものである。進行する少子化に対応するため、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの創出、地域の人々が一緒になって子どもとその保護者を支援する地域の支援体制を目指す。

【取組の方向性】

①保育サービスの充実

幼児の健全な発育と保護者の就労支援を円滑にするため、子ども達の衛生管理、保護者の育児相談、保育所活動における地域交流等の保育事業を拡充させる。

保育所施設については、常に安全が保持できるように管理体制を整える。

出産後1年以内に働き出す母親が4割を示すことから、保護者の就労支援と同時に、子ども達の心身の健全な発育を支援するための多様な保育サービスの拡充を目指す。

②地域で育てる健全保育の推進

地域の人々が一緒になって、子どもと保護者を支援する民間の委託事業者の子育て支援体制を組織する。

特に児童虐待については、地域の人々が日頃から気を配り、未然防止と早期発見のための指導等を実施する。

③子育て支援制度の充実

子ども達の健やかな成長を支えるために、育児を経済的に助け、負担を軽減するような「支援制度の強化」を図る。公平なサービスができるよう、各種支援制度の周知徹底を図る。

④母子の健康の確保と増進

子どもの心身の健やかな成長が強く求められる中で、子ども及び保護者それぞれのライフステージにおいて、心身の健康・保持・増進を図るために、母子保健サービスの拡充に努める。



母子保健等検診風景

⑤育児休暇取得の促進

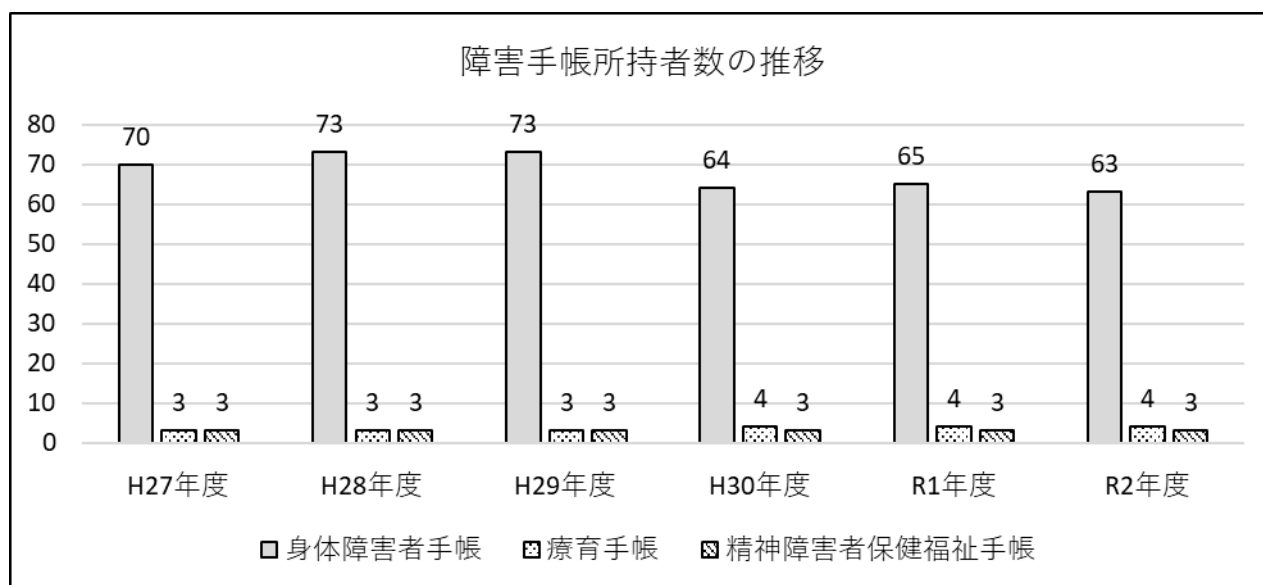
母親・父親を問わず、育児休暇の取得を促進するとともに、育児休業が取得できる職場環境の創出を目指す。

基本施策 4-5 障がい者(児)の支援

【現状と課題】

□障がい者計画・障がい福祉計画の策定

- 平成 19 年 4 月から、「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」の策定が義務化され、本村でも同年に「多良間村障がい者計画」及び「障がい（児）福祉計画」を策定し、障がい者の福祉と障がい者の自立支援・総合支援を推進している。
- 障害者計画では、「障がい者の社会参加 地域と共に歩む ゆがぶう島たらま」を基本理念とし、障がい者のための施策を推進するうえでの基本事項を定めている。



資料：多良間村第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画（令和 3 年 3 月）

□障がい者（児）の状況

- 令和 2 年度における身体障がい者は、63 人であり、うち肢体不自由が 19 人と最も多い。身体障害者手帳の保持者数は、平成 29 年以降減少傾向にある。

□障がい者（児）福祉サービスの実施

- 障がい者（児）への福祉サービスは、法律に準じ、必要に応じて、「自立支援給付」、「地域生活支援事業」、「障がい児通所支援事業」を実施している。

※「障がい」と「障害」の表記について

人や一般名詞として人を表す際の表記は、人権を尊重するうえで「障がい」とし、法律や団体名、医療用語等として使用する場合は「障害」とする。

【施策の目標】

障がい者計画においては、国の「障害者基本計画」及び県の「第4次沖縄県障害者計画」との連携調和を図りながら本村の基本理念を推進するため3つの方針を設定し取り組むものとする。

【取組の方向性】

①障がい者の自立を支援する仕組みやサービスの推進

相談支援体制の拡充、福祉サービスの充実、健康と疾病予防のための取り組みの推奨、障がい者の権利や保護が適切に行われるための体制の整備等、障がい者の生活全般に対応したサービスの提供に努める。

- (1) 地域での相談支援の充実
- (2) 障がい福祉・障がい児福祉サービスの充実
- (3) 障がいの要因となる生活習慣病の予防の推進
- (4) 権利擁護の推進

②障がい児の保育・教育の充実

障がい児及びその家族の福祉の増進に資することを目的に、教育・療育に特別のニーズがある子ども達への支援を保育所、幼稚園、小、中学校、教育委員会、住民福祉課、その他関連機関と相互連携による情報共有やサポートの推進を図る。

- (1) 乳幼児期からの早期支援体制の充実（母子保健の充実）
- (2) 保育・教育の充実
- (3) 就労支援の推進
- (4) 余暇活動、地域活動への参加促進

③互いを理解し、ともに支え合う地域づくりの構築

障がいに対する正しい知識を普及させ地域住民の理解を深め福祉の心を育み、ともに支えあっていく地域社会を構築する。また多良間村地域自立支援協議会を中心に支援体制を整え、障がい者に配慮した防災・防犯対策も図っていく。

- (1) 福祉教育の推進
- (2) だれもが安心して暮らせる環境づくりの推進
- (3) 防災・防犯対策の推進
- (4) ともに支え合う地域共生社会の構築



車いす（役場玄関配置）

基本施策 4-6 多様な人格の理解や男女共同参画の促進

【現状と課題】

□多様な人格・人権の理解促進

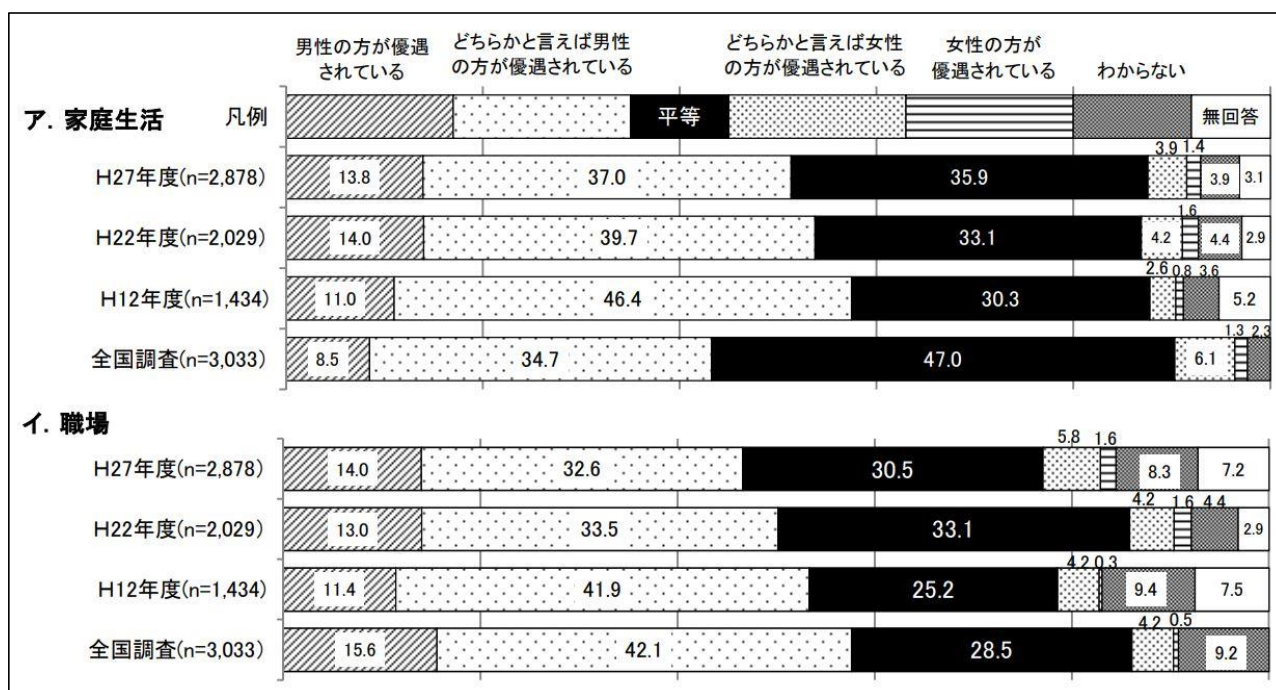
- 人は多様な人格をもって生まれてきている。自分や社会の多くの人が同一意識を持っていることはないことは十分理解されているが、時に自分や社会的に異なった情動を起こす人に対して「異端児」的な評価をする場合がある。これらに対しては、多様な人格があることを理解し、お互いの人権を尊重し合わなければならない。
- 近年の調査で、性的マイノリティー（同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと：LGBT）が、3～5%はいると報告された。
- 適応障がいや発達障がいも、認識されにくい状況にある。

LGBT：レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、両性愛（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の各単語の頭文字を組み合わせた表現である。

□ジェンダー（男女平等）、男女共同参画社会の促進

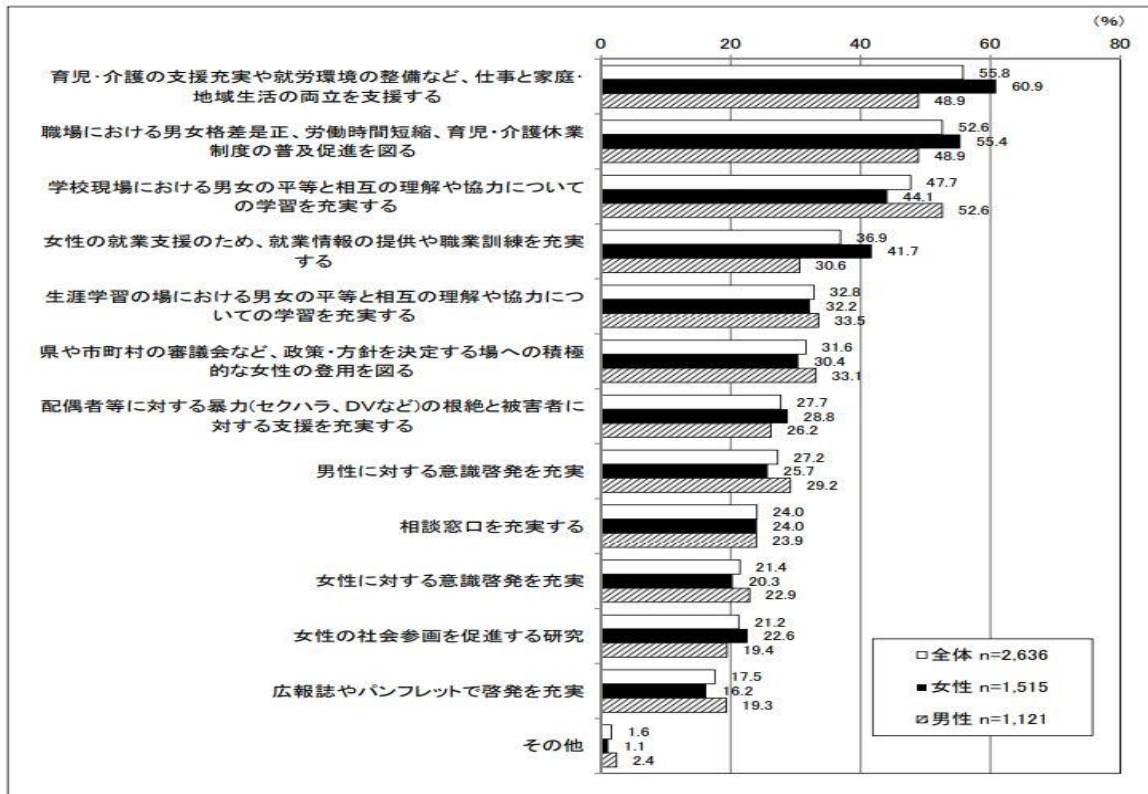
- 沖縄県における男女共同参画社会に関する県民意識調査によると、家庭生活・職場における男女平等について、どちらも約半数が「男性が優遇されている」と回答している。
- 本村のアンケートでも、地域行事等における男女の役割について意見を持つ方も多い。
- 男女共同参画社会の実現のために行政が推進すべきことは、「育児・介護の支援等、仕事と家庭・地域生活の両立支援」、「職場での男女格差是正、労働時間短縮等の普及促進」が多く支持されている。

男女の地位の平等感（沖縄県）



資料：沖縄県 第5次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～（平成29年3月）

男女共同参画社会の実現のために行政が推進すべきこと（沖縄県）



資料：沖縄県 第5次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～（平成29年3月）

【施策の目標】

性的マイノリティーや発達障がい・適応障がいなど、多様な人格・個性として捉え、人権の平等を理解・意識し、また、男女平等参画の意識を尊重し合い、醸成する。

【取組の方向性】

①多様な人格・人権の理解促進と意識の醸成

性的マイノリティー（LGBT）や発達障がい・適応障がい者などについて互恵・尊重し、一つの人格・個性として捉える。その意識を醸成・促進する。

②男女共同参画意識の醸成

村民の誰もが性別による固定的な役割を見直し、男女が互いに尊重し合いながら家事や育児、社会参画を楽しめるよう広報活動を充実し、意識啓発に努める。

職場や家庭、地域において、村民の誰もが性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現する。

③地域行事・育児等での男女の格差是正

地域行事の男女の役割について、地域で話し合う。

育児・介護へにおいても、の男女共同のあり方や共同参画の意識を醸成する。

基本施策 4-7 社会保障制度の適正な運用

【現状と課題】

□ 社会保障制度の運用

➤ 令和元年度の生活保護の状況は、被保護世帯が 17 世帯、被保護人員が 20 人、保護率は 19.31‰（パーミル：千分率）となっており、最近 5 年では概ね横ばいとなっている。

生活保護人数及び保護率

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
非保護世帯（世帯）	16	15	16	16	17
非保護人員（人）	21	17	19	20	20
保護率（‰）	17.75	14.57	15.97	16.92	19.31

資料：宮古福祉事務所概要

□ 国民健康保険

➤ 平成 30 年の国民健康保険には、254 世帯が加入し、被保険者数は 412 人、一般被保険者保険税（医療分）は 24,111 千円であった。平成 26 年と比べると、被保険者は減少し、保険給付額は上昇しており、要因としては高齢者比率の上昇が考えられる。

【施策の目標】

生活保護は村民の生命と生活を支える最後のセーフティーネットであることから、今後も法に基づく適正な保護を実施する。国民健康保険についても適正に運営する。

【取組の方向性】

① 生活保護世帯等への支援

生活保護に至る前段階の生活困窮世帯等への適正な支援を図り、自立に向けた支援、相談等を実施する。

② 年金加入率の向上

村民に国民年金制度の仕組みを理解してもらうために、パンフレットの作成や広報活動を強化し、年金制度の周知徹底を図る。また、未加入者の把握と加入促進に努め、加入や受給、法定免除等の手続きに関して適切なサービスを行うため、支援相談員の強化を図る。

③ 国民健康保険財政の健全運営

現在の保険制度は、医療費支出を賄うに十分な保険税収入がなく、不健全な財政となっている。保険税の滞納防止を図り、保険財政の健全化に努力する。

保険財政の健全化は、医療費支出の増大を抑えることが必要である。医療費支出の軽減を図るためには、村民の健康づくり、保健予防の推進を図る。

V章 基本目標5

島の未来を支える人づくり

基本施策 5-1 園児・児童・生徒の教育の向上

【現状と課題】

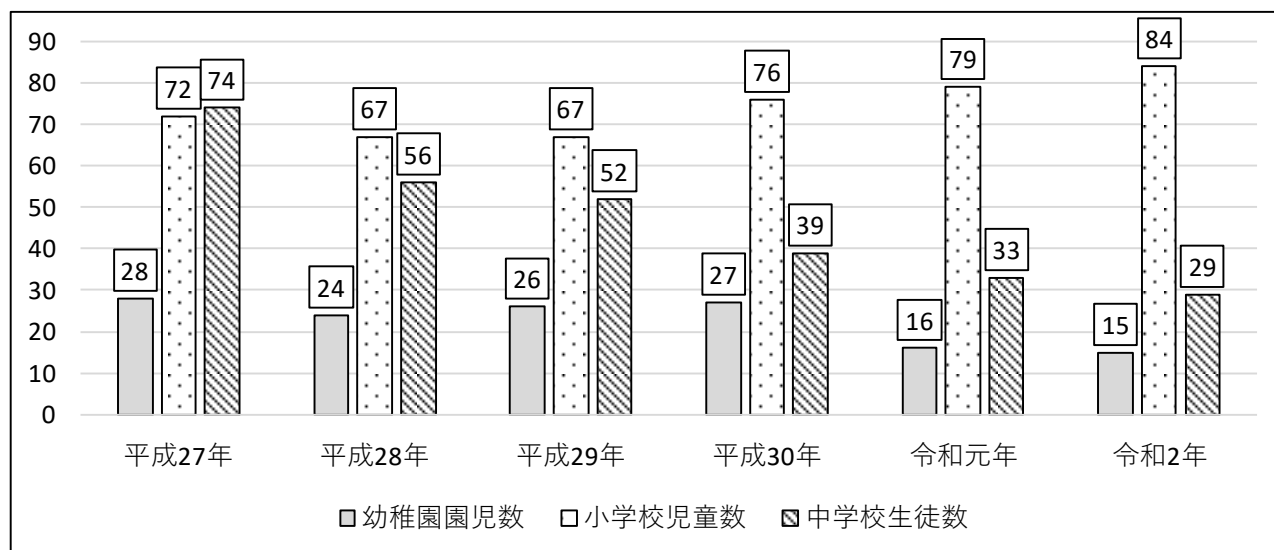
□ 幼稚園教育

- 幼稚園は、多良間小学校に併設された村立幼稚園があり、4歳・5歳児が通園している。令和2年度の園児数は16人、平成30年度より減少している。
- 幼稚園児の午後の預かり保育が、幼稚園で実施されている。

□ 学校教育

- 多良間小学校の令和2年度の児童数は84人であり、ここ数年は増加している。職員数は14人である。
- 多良間中学校の令和2年度の生徒数は29人であり、ここ数年は減少している。職員数は13人である。
- 多良間小学校及び中学校では、普段の授業やクラブ活動の他に、様々な交流活動や行事を通して知育・徳育・体育を実施している。
- 教育施設の整備については、図書備品や各種教材等の整備が課題となっている。
- 多良間村教育振興基本計画が、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで創造性、社会性、国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念として作成されている。
- 教育の機会均等を図るため、子育て支援（基本施策4-4）、貧困対策を推進している。

多良間村の園児・児童・生徒数の推移



資料：第2期多良間村子ども・子育て支援事業計画

□ 高校進学への支援

- 高校進学率は100%を維持しているが、本村には高校がないため中学校を卒業と同時に島外に出なければならない。そのため、島外で生活するための奨学制度などの支援を実施している。

【施策の目標】

自ら認めて学び「知・徳・体」調和のとれた学力の向上を目指すとともに、粘り強い幼児児童生徒を育成する。

郷土文化の継承・発展に寄与し、ふるさとに誇りを持ち、国際社会、情報社会に生きる、創造性あふれる心身ともに健全な人材を育成する。

【取組の方向性】

①地域教育体制の確立

家庭、幼稚園、小学校の連携を強化し、地域の人々の協力を得ながら、地域の教育体制の確立に努める。

子ども達の健全な発達のため、非行防止の「一声運動」、PTA活動の充実、子ども会活動の活発化、地域の各種イベントへの参加を促し、地域全体で子ども達を育てる体制をつくる。

②幼児教育の充実

幼児期の教育として、児童一人ひとりに基本的な生活習慣を定着させ、生涯学習の基礎を身につかせ、それぞれの個性を大切にする教育を推進する。

③小・中学校教育の充実

また、児童生徒の発達段階を踏まえ、基礎的な知識及び技能の習得を育み、学びに向かう力、人間性を養い、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、組織的・計画的・継続的に取り組み、豊かな人間性や社会性の育成を図り、諸教育活動を通して心の教育を推進する。



運動会風景

④特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子ども達をサポートするため、児童・生徒の成長過程に合わせた就学指導教室や相談活動を実施する。

⑤高等学校教育等の充実

従来の高校入学支援の継続実施に加え、専門学校・大学入学への支援を検討し、子ども達の進学意欲の向上、学習機会の創出に努める。

⑥教育施設の整備、拡充

教材、遊具、備品の整備を進め、付帯設備の整備を促進しながら、教育用機材を整備する。さらに、子ども達が心身ともに健やかに育つ教育環境を確立するために、環境美化の促進を図る。

基本施策 5-2 社会教育・生涯学習・スポーツ等の振興

【現状と課題】

□社会教育・生涯学習の推進

- 社会教育は、学校教育や家庭教育を除く、青少年や成人を対象として生涯を通して教育を目指すものであり、生涯学習等の活動が含まれる。現在、5名の社会教育委員が委嘱され、社会教育活動を推進している。
- 生涯学習の場として、コミュニティー施設、村立図書館、ふるさと民俗学習館があり、村民の生涯学習の拠点として活用されている。
- 生涯学習行事として、書道教室、三線教室、乳幼児学級、婦人学級、青少年リーダー研修会、子育てや進路に関する講演会等を行っている。
- 様々な生涯学習に対応するため、各分野における指導者が必要となる。村内の各団体や村外の支援団体等との連携を強化しつつ、指導者の育成、組織体制の強化が求められる。

□スポーツ等の振興

- スポーツイベントとして、村民運動会、陸上競技大会、駅伝競走大会、たらま島一周マラソン大会、三世代ゲートボール大会等が開催されている。たらま島一周マラソン大会は、島外からの参加も多数あり、観光イベントとしての価値も高い。

□社会教育団体の育成・支援

- 20歳～40歳の10名程度で、青年団協議会が結成され、エイサー等の活動を実施しているが、若い人が入会しないという課題がある。
- 65歳までの女性（主に既婚）100名で婦人連合会が結成され、独居老人への弁当づくりや各祭り・イベントへの参加、手伝い等を行っている。定期的に親睦会も実施している。
- PTAは、学校教育と家庭教育・地域教育を繋ぐ団体として位置づけられており、子ども会育成連絡協議会の生活や教育の向上を目指して活動している。
- 児童・生徒で結成されている子ども会を育成するために、子ども会育成連絡協議会が組織されており、子どもたちの地域活動等を支援している。
- 農業・漁業従事者を中心に、生活改善・生活レベルの向上を目指して「農漁村生活研究会」が結成されている。活動内容は高齢者への食の支援、ふれあい活動、家庭菜園コンクール活動等である。

【施策の目標】

学校・家庭・地域・行政が連携し、時代の変化に対応して、住み良い村づくりに貢献する、生涯学習社会の実現を図る。

【取組の方向性】

①生涯学習活動の内容充実

村民の多様な学習活動のニーズに応えるためには、社会教育の活動内容を充実させることが大切である。村民ニーズに沿った生涯学習計画を策定し、計画指針を明確にするとともに、講座・学習科目の増設や外部講師による出前講座を充実する。

②スポーツ・レクリエーションの充実

村民の健康・体力づくり、村民同士の交流を目指した村民運動会、陸上競技大会、駅伝大会、三世代ゲートボール大会等は今後も継続するとともに、たらま島一周マラソン大会の参加者の増員を図り、島内外の交流を活性化する。これには、受け入れ体制の強化等観光産業との連携も必要である。また、その他の新興スポーツの実施も検討する。

③組織体制の強化

社会教育を充実させ、村民の生涯学習を実りのあるものにするためには、多種目の分野における指導者が必要である。文化活動、スポーツ、レクリエーション活動、ボランティア活動等の指導者の育成を促進する。

また、村内の各団体や村外の支援団体との連携を強化しながら、村民ぐるみの体制づくりを目指し、組織体制の強化を図る。

④活動拠点の整備

本村の社会教育施設には、コミュニティー施設、老人福祉センター、図書館、集落センター、ふるさと民俗学習館等がある。これらの施設が村民の多様な学習活動の要求に十分な対応ができるように、施設内容の整備を進める。

また、島外からの参加者に対して、民泊やショートステイ等の体制を整え、島外からの参加がしやすい体制を整える。

⑤社会教育団体の活動支援

PTA、子ども会育成連絡協議会、青年会、婦人連合会、農漁村生活研究会、自治会などの社会教育団体の育成を支援する。



陸上競技大会風景



村民運動会風景

基本施策 5-3 地域伝統文化の継承

【現状と課題】

□文化財

- 国指定の文化財は、「多良間の豊年祭（八月踊り）」、「先島諸島火番盛」がある。
- 県指定の文化財は、「親里家文書」、「多良間島の土原豊見親のミャーカ」、「寺山の遺跡」、「塩川御嶽の植物群落並びにフクギ並木」、「運城御嶽のフクギ群落」、「多良間島の抱護林」、「多良間島の嶺原の植物群落」、「多良間島の土原御嶽の植物群落」等がある。
- 村指定は現在、書跡が3、典籍が5、歴史資料が11、有形民俗が11、無形民俗が1、史跡が33、天然記念物が6と多くの文化財がある。

□伝統行事

- 伝統行事については、多良間の豊年祭（八月踊り）、スツウプナカ等が行われている。
- 課題として、後継者不足により後世への継承が不十分であり、多良間島の方言でつぶられた古謡や民謡が残っているものの、継承されていないものもある。

【施策の目標】

村内の伝統文化は、地域住民の誇りを生み出すばかりでなく、観光スポットとなり多良間村独自の魅力となっている。今後も伝統文化を保全・保護するとともに、多良間島の方言の整理・記録、継承のための調査研究を続ける。

【取組の方向性】

①伝統文化の継承・振興

学校教育や地域教育の中で伝統文化の継承者の育成や行事の振興を図る。

本村の有形の文化財の多くは自然のままにあることから文化財の環境整備を図り、文化財の長期保存に努める。保存を適切に行うためには、高度な専門知識を要することから、専門家の養成に努める。

本村の方言は独特であり、これらを整理、記録し、継承するための調査研究を行う。

②文化情報の発信

村内の伝統文化は、地域住民の自信と誇りを生み出すだけでなく、観光資源となり多良間村独自の魅力となっている。特に八月踊りは島外からも多くの人々が来訪する。多良間独自の文化情報を発信し、伝統文化と観光を連携させ、産業振興につなげる。



スツウプナカ

基本施策 5-4 地域交流による人材育成等の促進

【現状と課題】

□Uターン・Iターンの促進

- 本村の人口は減少傾向にあり、15～64歳の生産年齢人口の割合が最も低くなる2030～2040年にかけて社会経済的に厳しい時期を迎えると考えられる。
- 人口が減り、働き手が減ると島の活力が失われる。これを打開するためには、島外からのUターン・Iターンを見据えた交流活動の促進が重要と考えられる。

□地域交流による地域教育の推進

- 現在、全国的に地域社会における多種多様な課題（環境保全・介護福祉・子育て支援・まちづくり・観光等）を市場とし、解決に向けてビジネス手法で取り組む事業活動をソーシャルビジネス・コミュニティビジネス（SB/CB）が進められている。
- 県内離島では、石垣市・宮古島市・伊是名村・伊江村・竹富町等で島の特色を活かしたSB/CBにより、島内活性化を促している。
- これらの地域と交流することで、地域を新たな観点から見直し、地域を活性化することに繋げている。

□本村の地域交流

- 本村でも、離島フェア・おきなわPJ推進協議会等への参加を通して離島間の情報交流を行っており、地域を活性化するとともに、地域の再認識（地域教育）に寄与している。
- 人材育成や交流事業には、過去に離島振興事業費を活用して実施したこともある。

沖縄県の離島振興事業費の活用状況（単位：千円）

部 門	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	5年合計	割合
自然環境の保全・再生・適正利用	6,048	4,776	6,965	20,003	14,845	52,637	1.28%
安らぎと潤いのある生活空間の創造	88,842	146,382	111,750	9,754	29,700	386,428	9.36%
交通・生活コストの低減	20,434	25,629	27,405	25,194	23,731	122,393	2.97%
交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化	191,986	266,305	422,467	293,170	204,977	1,378,905	33.41%
教育及び文化の振興	5,520	11,595	10,422	12,187	11,131	50,855	1.23%
健康福祉社会の実現	26,540	29,270	32,173	23,830	29,995	141,808	3.44%
安全・安心な生活の確保	7,186	17,144	12,934	48,084	291,161	376,509	9.12%
農林水産業の振興	319,278	326,834	412,140	267,792	283,273	1,609,317	39.00%
雇用対策と多様な人財の育成・確保	3,813	0	0	0	0	3,813	0.09%
交流と貢献による新たな振興	0	5,215	0	0	0	5,215	0.13%
合 計	669,647	832,150	1,036,256	700,014	888,813	4,126,880	100.0%

資料：離島関係資料：離島振興事業費（令和3年3月）より抜粋改変

【施策の目標】

島内外の人とのつながり、異業種交流、地域交流等を強化し、島内の活性化・村の再認識を図る。また、県外や国外での交流も視野に入れる。

【取組の方向性】

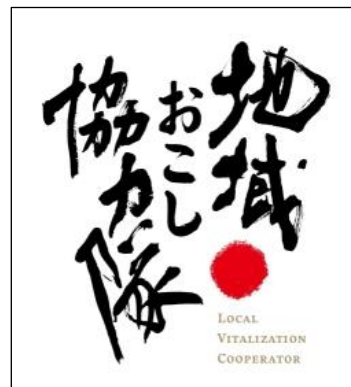
①島内外の地域活動交流・地域おこし協力隊の活用

島内における地域活動交流では、文化活動、スポーツ・レクリエーション、地域活動、環境保全活動等を通して、お互いの情報を交換し、交流を深める。

離島同士の情報交流は、離島フェア等、機会ごとに情報を交換し、視野拡大の場、離島共同による物産展等の創出の場とする。

島外に対しては、インターネット等を活用し、情報の発信・吸収を行い、視野を広げ、ビジネスチャンスをつかむものとする。また、島外研修等にも積極的に参加する。

地域おこし協力隊の活用も図る。



②交流の場の確保

島内外の地域活動交流を積極的に行うための交流の場として、「多良間村地域振興拠点施設」などを活用する。具体的には、来訪者のための民泊、県外や国外にショートステイ留学ができる仕組みづくり、離島間活動拠点（プラットフォーム）づくり等、島内外との交流を進める中で、幅広い領域における交流ができる場づくりを目指す。



たらのま島一周マラソン大会



八月踊り



運動会風景

多良間村地域振興拠点施設



たらのまゆがぼうランド
右：案内説明板



VI章 基本目標6

健全な村経営の仕組みづくり

基本施策 6-1 広報の充実・行政への住民参画の推進

【現状と課題】

□広報活動の強化

- 村のホームページや広報誌「たらま」は、村民が村政情報を知る中心的な広報媒体となっている。
- 情報化の進展に伴い、村政においても電子情報の利用が拡大している反面、個人情報や誤報（フェイクニュース等）に関する問題が危惧される。



□公聴活動・情報交流の推進

- 村民の意思を尊重した村行政を行うため、公聴会や情報交流の場を機会があるごとに実施している。

□村民参加の行政

- 以前から村民はお互いに相談したり、助け合ったりして生活してきた。地域問題についても村民が主体的に取り組み、村民参加の行政が古くから根付いている。
- 本村の地域行事などの社会活動は、自治会をはじめとする青年会、婦人会、老人クラブ、子ども会、その他各種サークル活動によって支えられている。

【施策の目標】

村の行政情報・広報活動の充実、情報の適正化を図るとともに、行政活動や地域活動等への住民の参画を促し、村の発展に寄与する。

【取組の方向性】

①広報活動の強化

村のホームページや広報誌「たらま」等、情報の充実に努めるとともに、様々な広報媒体を活用して情報を発信する。また、自治会活動と連動させ、村政の在り方や行政事務、財政状況が村民に直接伝わるように努める。

②情報の適正化、個人情報の保護

誰にでも分かりやすく、迅速に正確な情報を提供できるように努めるとともに、様々な広報媒体を活用して情報を発信する。

また、個人情報保護の観点から、個人情報の適正な取り扱いと保護に努める。

③公聴活動・情報交流の推進

村民の意志を把握し、村民の意志を反映した政策を展開するため、地域懇談会や各種の審議会、検討会での行政と村民との情報交流を行う。

④行政への村民参加

村づくりに関する情報の透明性を高め、村民による村づくりへの参加・提案・協力ができる協働のむらづくり体制を整える。村民同士で解決できる事項と、そうでない事項に区分し、それぞれの役割を明確にして、村民参加型の行政を推進する。



多良間村役場正面より



村の掲示板



←多良間村議会議場

基本施策 6-2 行政運営の適正化

【現状と課題】

□組織体制の充実強化と適切な事務執行・設備の充実

- 地方分権への動きにより、行政が担う分野は人口問題（少子高齢化）、教育、福祉、環境等、多岐にわたり、複雑な行政運営が求められている。
- 限られた財源を有効に使い、多様化・高度化する行政サービスに的確に対応するため、事務執行をさらに効率的に進めていくことが求められている。
- 情報化の進展に伴い、村行政においても電子情報の利用が拡大している。

□県・関係市町村との連携促進

- 介護や障がい者対応等の保健医療、環境衛生、教育文化等、単独での行政サービス、住民サービスの維持向上が困難になりつつある分野がある。
- 本村は宮古圏域に属し、保健医療、環境衛生、教育文化等、各種の広域的な課題に対しては、宮古島市と連携によって対応している。

【施策の目標】

各種の事業について、定期的に PDCA サイクルでもって事業実施評価の点検を行うとともに、組織体制や事務効率化、県や他市町村との連携・情報収集等を行い、行政運営の適正化に努める。

【取組の方向性】

①組織体制の充実強化

村政運営の基本は、村民の行政サービスに対する要求を限られた予算と陣容で適正に処理することであり、行政組織の合理化と行政改革大綱に基づいた円滑な行政運営を推進するとともに、職員の適正配置、定数管理の適正化を検討する。

また、職員の資質向上のため、沖縄県町村会等による研修や村内外の交流会等への参加や、村行政に対する意見や研究成果の報告を奨励する職員提案制度の活用を推奨する。

②適切な事務執行・備品・基盤等の整備

効率的な事務処理を行い、事務処理の迅速化を図るため、行政評価システムを導入し、事務事業の点検・見直しを実施する。多様化する情報化社会への対応や行政情報のデジタル化を推進し、情報機器や情報ソフト、庁内 LAN の拡充等、情報基盤の整備に努める。

情報化社会へ対応するため、情報機器や庁内 LAN の拡充等、情報基盤等を整備する。

③県や他市町村との連携促進

広域的な課題のある保健医療、環境衛生、教育文化、その他の課題について、宮古島市あるいは沖縄県町村会、類似町村との情報交流・連携によって対応する。

基本施策 6-3 施設運営・財政運営の効率化

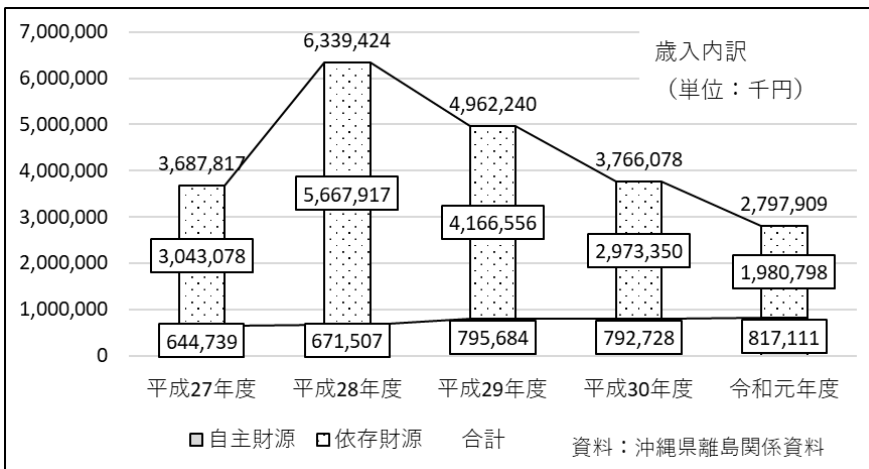
【現状と課題】

□公共施設等総合管理計画の策定

- 本村における公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって計画的に更新・統廃合・長寿命化などを行うことで、財政負担を軽減・平準化につなげることを目的に、平成29年3月に策定した。
- 計画期間は30年とし、適宜見直すとしている。

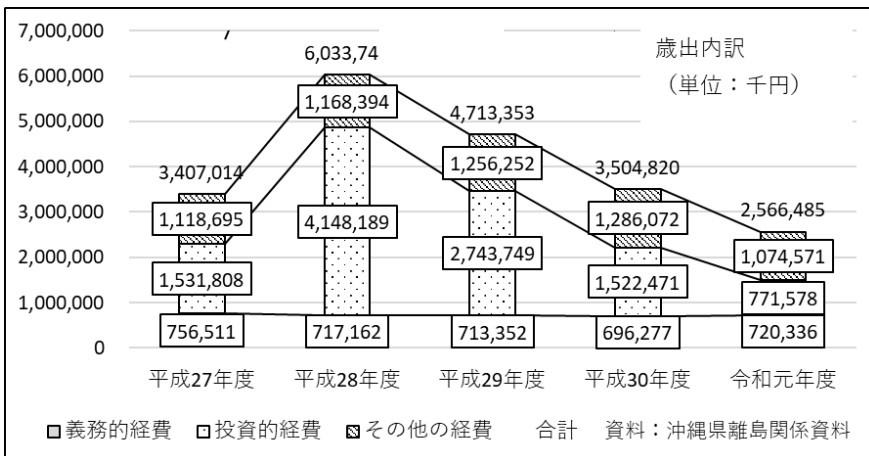
□歳入・歳出の状況

- 一般会計（決算額）の令和元年度で歳入総額は27億9790万円であり、平成28年度の以降減少している。うち、依存財源（地方交付税が39.6%、県支出金が25.0%など）が7割を占める。
- 歳出も、平成28年度をピークに減少しており、令和元年度で25億6648万円であり、うち普通建設事業費が30.1%、人件費が18.6%、物件費が17.8%を占める。
- 限られた経費の中で、これまでの行政サービス水準を維持・向上していくため、計画的な財政運営のもと、ムダのない効率的な予算編成・執行が求められる。



歳入の状況 (R1年度：百万円)

区分	金額	構成
地方税	96	3.4%
地方譲与税	34	1.2%
地公交付税	1,108	39.6%
普通交付税	902	32.2%
特別交付税	206	7.4%
国庫支出金	48	1.7%
県支出金	700	25.0%
地方債	64	2.3%
その他	748	26.7%
歳入総額	2,798	100%



歳出の状況 (R1年度：百万円)

区分	金額	構成
人件費	478	18.6%
物件費	457	17.8%
扶助費	35	1.4%
補助費等	241	9.4%
公債費	208	8.1%
普通建設事業費	772	30.1%
補助事業費	663	25.8%
単独事業費	108	4.2%
その他	375	14.6%
歳入総額	2,566	100%

資料：離島関係資料（沖縄県：R3/3）

□経済指標

- 財政力指数は、平成元年度が0.12であり、県内市町村では35位と低い。ちなみに県内町村平均は0.33である。
- 経常収支比率は、89.6で24位であるが、県内町村平均の86.0より高い。概ね適正に近いがやや硬直化しているといえる。
- 財政力指数、経常収支比率ともに厳しい状況を表す数値となっており、計画的な財政運営を図るとともに税収の増加が求められる。

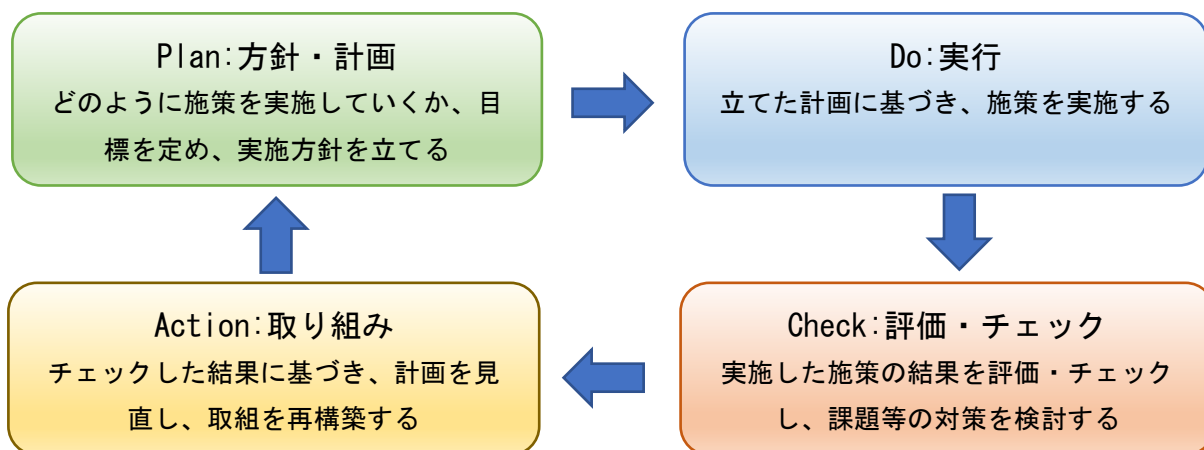
【施策の目標】

本村は決して財政的には裕福とはいえないが、現在、堅実な運営を実施していると評価できる。今後も、財政・運営状況を多面的に解析し、村民の安全・安心・幸福感の充実を目指して行政運営を行う。

【取組の方向性】

①公共施設等総合管理計画の定期的チェック

PDCA サイクルにより、進捗状況をチェックし、適宜、計画を見直すものとする。



②計画的な財政運営

財源の確保は、これまで以上に困難になると予想される。短期計画並びに中・長期的な財政運営計画を策定し、歳出の適正化を図る。

③財源の安定的な確保

多良間村行財政改革大綱を軸に、観光関連やその他の産業の振興、企業誘致・育成等を促進し、村税の増加に努めるとともに、税の徴収を徹底し、自主財源の増加を図る。

行政サービスにおける使用料や手数料については、受益者負担の原則から適正な料金の設定等を検討する。

また、ふるさと納税制度やふるさと寄付金の促進を図る。

資 料 編

- 第 5 次多良間村総合計画前期基本計画の主な事業リスト
- 多良間村のむらづくりに向けたアンケート調査（一般向け）
- 多良間村総合計画に関する基礎調査（小学生・中学生向け）
- 多良間村総合計画策定委員会設置要綱
- 第 5 次多良間村総合計画策定委員会 【委員名簿】

第5次多良間村総合計画・前期基本計画における主な事業リスト（その1）

No.	施策No.	基本施策	取組の方向性	主な取組事業	主な取り組み事業の概要	第4次評価	担当課部署
1	1-1	農林畜産業の振興	①農業生産基盤の整備	県営基盤整備促進事業	県営・団体営によるほ場整備、かんがい事業、土地改良等の基盤整備事業を推進する	A	土木建築課
2	1-1	農林畜産業の振興	①農業生産基盤の整備	防風・防潮・水源かん養保安林整備事業	災害からの農産物の保護や水源かん養機能の向上に向けた保安林の整備を図る	B	土木建築課
3	1-1	農林畜産業の振興	②農業経営基盤の強化	低コスト輸送支援事業	離島という地理的条件による輸送コスト高を極力低減し、競争力の維持を図る	B	産業経済課
4	1-1	農林畜産業の振興	③農業生産の振興	6次産業化促進事業	農業生産に加え、加工、販売等の産業を導入し、多様な農業経営を推進する	C	産業経済課
5	1-1	農林畜産業の振興	④担い手の確保・育成	青年就農者支援事業	青年就農者に対し、営農・就農等に関する支援を行う	B	産業経済課
6	1-1	農林畜産業の振興	⑤地球温暖化等の災害対応型農業の研究	災害対応型農業の研究	地球温暖化による高温、干ばつ等に対応する育種作物の検討、作物の品種改良、病害虫予防対策等に関して、沖縄県と連携して研究する	新規	産業経済課
7	1-1	農林畜産業の振興	⑥環境保全型農業の促進	環境配慮型作物の育成・出荷促進	無農薬や有機肥料栽培等、健康や環境に配慮した農産物の生産を促進する	B	産業経済課
8	1-2	漁業の維持・育成	①漁業生産基盤・経営基盤の整備	漁港付帯設備整備事業	新たな漁業振興策に必要な付帯施設の整備を図る	C	産業経済課
9	1-2	漁業の維持・育成	②海洋資源の保全と有効活用のための人材育成等の検討	ブルーツーリズム等促進事業	観光産業との連携により、事業化可能性を検討する	C	産業経済課
10	1-3	商工業・独自産業の醸成	①たらまピンダの振興	たらまピンダPR促進事業	インターネットでの配信やチラシ・パンフレットの配布等によりPR活動を推進する	B	観光振興課
11	1-3	商工業・独自産業の醸成	①たらまピンダの振興	ピンダ商品開発及び販売促進事業	ヤギ汁、ヤギ肉の生産販売を促進するとともに、新しい商品開発等を行う	B	観光振興課
12	1-3	商工業・独自産業の醸成	②地域ビジネスの創出	新商品研究開発促進事業	特産物や伝統技術を活かした新たな商品の開発を行う	B	産業経済課
13	1-3	商工業・独自産業の醸成	③中心地区の賑わいづくり	中心地区整備事業	集落内の歩道、ベンチ等散策機能向上の環境整備を行う	D	観光振興課
14	1-3	商工業・独自産業の醸成	④販売促進活動の推進	消費者ニーズ把握事業	村民や来訪者の消費ニーズを把握し、商品ぞろえを検討する	B	産業経済課
15	1-4	観光の振興	①ふしやめふ観光協会の活用	観光協会事業	観光案内や観光情報、イベント案内等の発信、離島フェアへの参加出展、他県との交流等の推進	新規	観光振興課
16	1-4	観光の振興	②観光資源の保全・創出・活用	観光資源創出事業	多良間村の特色を活かした新たな観光資源を創出する	B	観光振興課
17	1-4	観光の振興	③観光産業の育成	観光産業支援事業	観光協会と連携し、観光に関する人材育成や民間の観光産業への支援を行う	C	観光振興課
18	1-4	観光の振興	④観光施設の整備・管理	観光施設整備事業	「夢パティオたらま」、「たらまゆがぼうランド」をはじめとする観光施設の整備拡充を図る	B	観光振興課

第5次多良間村総合計画 前期基本計画における主な事業リスト（その2）

No.	施策No.	基本施策	取組の方向性	主な取組事業	主な取り組み事業の概要	第4次評価	担当課部署
19	1-4	観光の振興	⑤観光宣伝の充実	観光パンフレット充実事業	初めて訪れた人にも見やすい観光案内パンフレットの作成、配布を行う	C	観光振興課
20	1-4	観光の振興	⑥特産品等食の研究促進	特産品開発支援事業	製造業と連携し、多良間村独自の食や物品等の新たな特産品の開発を検討する	B	観光振興課
21	1-5	交通体系の拡充	①海上交通の機能拡充	海上交通網の確保・維持事業	村民の物資や旅客輸送の主要機能を確保・維持するため、現行のフェリー運航の継続を図る	A	総務財政課
22	1-5	交通体系の拡充	②航空交通の維持・拡大	航空便増発推進事業	利用状況に応じた増便や機種変更、運行時間帯の検討等を働きかける	A	総務財政課 産業経済課
23	1-5	交通体系の拡充	②航空交通の維持・拡大	空港及び拠点間交通結節推進事業	利用者ニーズに応じた拠点間の利便性向上に向け、乗り継ぎや施設拠点間の連携・連結機能を高める公共交通機関の運行検討と適正対応	A	総務財政課
24	1-5	交通体系の拡充	③村内道路の整備と適正管理	道路整備事業	交通量や利便性に応じた道路の整備を行う。県道の整備の推進。農道の整備推進	A	土木建築課
25	1-5	交通体系の拡充	③村内道路の整備と適正管理	道路・付帯施設維持管理事業	歩道の設置、安全施設の整備、歩道のバリアフリー化、既設道路の適正な維持管理等を推進する	B	土木建築課
26	1-5	交通体系の拡充	④公共交通機関の拡充	標識・案内板等整備事業	利便性と安全性を高める案内板や標識の設置整備を推進する	B	土木建築課
27	1-5	交通体系の拡充	④公共交通機関の拡充	村営乗合バス利用啓発事業	利用促進に向けた村民及び来訪者への周知と啓発を行う	A	総務財政課
28	2-1	適正な土地利用・魅力ある集落景観の保全・創出	①土地利用の適正化	国土利用計画策定事業	長期的視点で農用地、森林、水面、道路、宅地、その他、特設ゾーン等の具体的土地利用構想を計画する	B	産業経済課 土木建築課
29	2-1	適正な土地利用・魅力ある集落景観の保全・創出	②多良間らしい集落計画の策定	町並み計画策定事業	歴史的町並みを生かした魅力ある集落景観の保全と創出を基本とする町並み計画を策定する	C	産業経済課 土木建築課
30	2-1	適正な土地利用・魅力ある集落景観の保全・創出	③フロント施設の活用促進	フロント施設の活用促進	島を訪れる人達のみならず、村民にとっても島をより深く知り、楽しく憩うためのフロント施設を活用	新規	産業経済課 土木建築課
31	2-2	生活環境の整備	①農村環境・生活環境の整備	集落排水処理施設整備の検討	集落排水処理施設の整備を検討する	A	土木建築課
32	2-2	生活環境の整備	②中心地区の整備	中心地区の機能向上・道路の整備	集落内の中心地区としての機能整備について検討する	B	土木建築課
33	2-2	生活環境の整備	③地域の保安・防犯の確立	防犯対策団体支援事業	村民等による防犯対策団体の活動を支援する	A	総務財政課
34	2-2	生活環境の整備	④再犯防止施策の推進	地域・警察連携推進事業	警察・消防機関との連携を強化する 就労・住居の確保 保健医療・福祉サービス活用の促進、等	A	総務財政課
35	2-3	良好な住宅・住環境の創出	①公的住宅の供給促進	村営住宅整備事業	村内定住者及び村外からの移住者を対象とし、多様なニーズに対応した村営住宅を整備する	A	土木建築課
36	2-3	良好な住宅・住環境の創出	②住宅の耐震強化促進	建物耐震化推進事業	既往災害の教訓に基づく建物の耐震化対策を推進する	A	土木建築課

第5次多良間村総合計画 前期基本計画における主な事業リスト（その3）

No.	施策No.	基本施策	取組の方向性	主な取組事業	主な取り組み事業の概要	第4次評価	担当課部署
37	2-4	情報通信基盤の整備	①情報通信基盤の整備・拡充	防災行政無線システム充実事業	緊急事態を想定したシステムや機器の能力アップを図る	A	総務財政課
38	2-4	情報通信基盤の整備	②情報発信内容の充実	村ホームページ充実事業	行政情報及び地域情報内容の充実と発信を行う	A	総務財政課
39	2-4	情報通信基盤の整備	③情報発信人材の確保・育成	情報発信人材確保・育成事業	IT技術者の確保と人材育成を推進する	E	総務財政課
40	2-4	情報通信基盤の整備	④オンラインやYou Tube等による会議・情報発信	You Tube等による情報発信事業	情報通信基盤を活用した会議や情報発信	新規	総務財政課
41	2-5	消防・防災・救急医療体制の強化	①防災意識の高揚	防災情報提供事業	防災に対する村民及び来訪者の意識高揚に向けた啓発パンフレット等を作成し配布する	A	総務財政課
42	2-5	消防・防災・救急医療体制の強化	②防災基盤の整備	集落周辺等防風・防潮林保全事業	集落周辺の防風・防潮林の保全と機能向上の育林等を実施する	A	産業経済課
43	2-5	消防・防災・救急医療体制の強化	③定期的な防災計画の見直しと情報更新	地域防災計画整備事業	既往災害や社会情勢変化に対応した防災計画の修正を行う	A	総務財政課
44	2-5	消防・防災・救急医療体制の強化	④防災士の育成	防災士の育成	防災士育成の研修会・講習会等への参加、資格取得	新規	総務財政課
45	2-5	消防・防災・救急医療体制の強化	⑤防災体制の強化	災害時要配慮者支援事業	高齢者、障がい者、来訪者等の災害時要援護者に対する支援計画の策定と体制整備を行う	A	総務財政課 住民福祉課
46	2-5	消防・防災・救急医療体制の強化	⑥防災訓練の実施	防災訓練事業	各自治会で実施されており、さらに充実・周知徹底を図る	A	総務財政課
47	2-5	消防・防災・救急医療体制の強化	⑦食料・生活用品の備蓄の推奨	コミュニティ防災施設整備事業	自治会を中心とした自主防災活動の充実や災害時地域住民への食糧供給のための備蓄の充実を図る	B	総務財政課
48	2-5	消防・防災・救急医療体制の強化	⑧救急医療体制の強化	救急医療体制整備事業	海上保安庁との連携強化の推進	A	総務財政課
49	2-5	消防・防災・救急医療体制の強化	⑨防風・防潮林の保全・育成	防風・防潮保安林整備促進事業	防風・防潮保安林の保全監視及び機能向上に向けた適正管理と整備を図る	A	産業経済課
50	3-1	地球環境の保全・新エネルギーの促進	①節電・節水・省エネ等の適応策の推進、クールチョイスの促進	庁舎地球温暖化対策推進事業	環境保全率先行動計画の策定を行う クールチョイスの促進	E	総務財政課
51	3-1	地球環境の保全・新エネルギーの促進	①節電・節水・省エネ等の適応策の推進、クールチョイスの促進	地球温暖化対策環境教育推進事業	主に小中学校における環境教育を実施し、家庭での省エネルギー行動を促す クールチョイスの促進	B	住民福祉課 教育委員会
52	3-1	地球環境の保全・新エネルギーの促進	②家庭・事業所等での再生可能エネルギーの導入促進	住宅太陽光発電促進事業	住宅用太陽光発電システムの導入を推進する	B	総務財政課
53	3-1	地球環境の保全・新エネルギーの促進	②家庭・事業所等での再生可能エネルギーの導入促進	公共施設太陽光発電設置推進事業	公共施設での太陽光発電システムを導入する	A	総務財政課
54	3-1	地球環境の保全・新エネルギーの促進	③適応策の対応推進	適応策の対応推進	地球温暖化（気候変動）によって引き起こされる気象災害の対応推進、健康被害への予防、その他の被害対応等について普及啓発	新規	総務財政課 産業経済課 住民福祉課

第5次多良間村総合計画 前期基本計画における主な事業リスト（その4）

No.	施策No.	基本施策	取組の方向性	主な取組事業	主な取り組み事業の概要	第4次評価	担当課部署
55	3-1	地球環境の保全・新エネルギーの促進	④地球温暖化対策実行計画の策定検討	①地球温暖化対策啓発事業	村民、事業者に対して地球温暖化対策に係る情報提供を行う	A	住民福祉課
56	3-2	自然環境の保全	①自然環境保全意識の高揚	環境教育推進事業	自然保護、生物多様性についての環境教育を行う	A	教育委員会
57	3-2	自然環境の保全	①自然環境保全意識の高揚	すぐれた自然資源発信事業	村のシンボルとなる動植物を県内外にPRする	C	観光振興課
58	3-2	自然環境の保全	②貴重な動植物の保護・保全	貴重野生動植物保全事業	海岸域の清掃等により、貴重野生動植物の保全を行う	A	土木建築課
59	3-2	自然環境の保全	③水納島の自然環境の保全	水納島の環境保全	水納島の環境保全に務めるとともに、密猟等の監視強化	新規	観光振興課
60	3-2	自然環境の保全	④海岸域の清掃活動	海岸清掃活動	海岸や地域の清掃活動、環境教育・環境ボランティア活動の促進	新規	土木建築課 住民福祉課 教育委員会
61	3-3	循環型社会の促進	①廃棄物の減量と適正処理の推進	ごみ減量推進事業	ごみ減量化・資源化に取り組む地域活動への支援等行う	A	住民福祉課
62	3-3	循環型社会の促進	①廃棄物の減量と適正処理の推進	ごみ収集運搬事業	ごみ収集回数や収集方式等、収集運搬体制の見直し等を随時行う	A	住民福祉課
63	3-3	循環型社会の促進	②3R・4Rの推進	ごみ減量啓発事業	ごみの減量やリサイクルについての情報提供を行い、3R運動の普及に努める	A	住民福祉課
64	3-3	循環型社会の促進	③し尿処理施設の建設検討	し尿処理施設の建設検討	合併浄化槽の設置を促進するとともに、新たな汚泥処理施設の建設の検討	新規	住民福祉課
65	3-3	循環型社会の促進	④海岸域漂着ごみの一般廃棄物処理	海岸域漂着ごみの一般廃棄物処理	海岸漂着ごみ等の一般廃棄物としての処理促進	新規	住民福祉課
66	3-4	水道の安全供給・地下水の保全かん養	①上水道の整備と維持管理	上水道管網整備事業	住宅や施設等の整備に合わせ、全村民が利用可能な水道網の整備を図る	A	住民福祉課
67	3-4	水道の安全供給・地下水の保全かん養	②地下水量の保全・かん養	地下水かん養林保全事業	水源のかん養機能を有する保安林を守り育てる	A	産業経済課
68	3-4	水道の安全供給・地下水の保全かん養	③地下水質の保全	化学肥料、農薬等の低減対策事業	緩効性肥料・農薬の補助等で、化学肥料及び農薬の使用量の低減化を図る	A	産業経済課
69	3-4	水道の安全供給・地下水の保全かん養	④水源の確保と湧水対策	節水意識の高揚、雨水利用の奨励	節水に関する情報提供を行い、雨水利用の支援を検討する	A	住民福祉課
70	3-4	水道の安全供給・地下水の保全かん養	⑤湧水の保全	湧水の保全活動の促進	湧水について災害や緊急時の生活用水の水源としての価値も認識し、地域と連携して保全活動を推奨する	新規	住民福祉課
71	3-5	生活衛生の向上	①墓地・埋葬の適正管理	墓地適正管理事業	当事者の意向を尊重しつつも、墓地の適正な管理運営が行われるよう指導する	E	住民福祉課
72	3-5	生活衛生の向上	②ペットの管理の促進	動物愛護推進事業	ペットの適正飼育について飼い主へ周知を図る	C	住民福祉課
73	4-1	地域福祉・地域包括ケアシステムの構築	①地域福祉体制の強化	地域福祉サービス推進事業	地域住民への福祉に関する情報提供の他、各種福祉サービスを提供する	A	住民福祉課

第5次多良間村総合計画 前期基本計画における主な事業リスト（その5）

No.	施策No.	基本施策	取組の方向性	主な取組事業	主な取り組み事業の概要	第4次評価	担当課部署
74	4-1	地域福祉・地域包括ケアシステムの構築	②福祉のむらづくりの構築	地域福祉ネットワーク構築事業	地域・保健・医療が連携した地域福祉ネットワークを構築する	D	住民福祉課
75	4-1	地域福祉・地域包括ケアシステムの構築	③地域福祉計画・地域福祉行動計画の策定	各種福祉計画推進事業	子育て支援計画・高齢者福祉計画、障害者計画等の各種福祉計画の策定	A	住民福祉課
76	4-1	地域福祉・地域包括ケアシステムの構築	④福祉人材やボランティアの育成・確保・拡充	福祉ボランティア育成・確保・拡充	民生委員・児童委員や福祉関連専門員、防災士、地域づくりボランティア等の人材を育成・確保	新規	住民福祉課
77	4-1	地域福祉・地域包括ケアシステムの構築	⑤家庭内暴力(DV)・児童虐待等への対応促進	家庭内暴力(DV)・児童虐待等の監視	地域づくりの和(ネットワーク等)を広げ、民生委員・児童委員、学校等で見守り等を強化	新規	住民福祉課
78	4-1	地域福祉・地域包括ケアシステムの構築	⑥高齢者や障がい者への虐待の防止・対応	高齢者等へ虐待等の防止	高齢者や障がい者への虐待等については、実態を把握するとともに、防止に努める	新規	住民福祉課
79	4-1	地域福祉・地域包括ケアシステムの構築	⑦母子・父子・寡婦世帯の自立促進と支援	就労機会確保事業	ひとり親世帯の自立に向けた就労支援を行う	E	住民福祉課
80	4-2	保健医療・健康づくりの拡充	①安定的な医療の拡充	救急搬送システム充実支援事業	多良間診療所による救急搬送システムへの支援を検討する	A	総務財政課
81	4-2	保健医療・健康づくりの拡充	②健康づくり事業・予防医療の推進	健康診断・予防接種事業	住民健診、婦人検診、乳幼児健診、各種予防接種業務の実施	A	住民福祉課
82	4-2	保健医療・健康づくりの拡充	③世代ごとの健康教育の促進	健康たらま21普及啓発事業	住民へ「健康たらま21」について広報誌等で周知し、健康づくり・予防医療への意識醸成を図る	A	住民福祉課
83	4-2	保健医療・健康づくりの拡充	③世代ごとの健康教育の促進	母子保健推進事業	専門医による妊婦の定期検診や乳幼児健診により健康管理を行う	A	住民福祉課
84	4-2	保健医療・健康づくりの拡充	③世代ごとの健康教育の促進	中高年健康づくり推進事業	飲酒等による健康被害が多いことから、食生活の改善について指導助言する	A	住民福祉課
85	4-2	保健医療・健康づくりの拡充	④感染症予防の推進	感染症予防促進	新型コロナウイルス(COVID-19)のようなパンデミックに備え、感染予防防止を準備しておく	新規	住民福祉課
86	4-2	保健医療・健康づくりの拡充	⑤気候変動に備えた熱中症対策等の促進	熱中症対策等促進事業	地球温暖化により熱中症等が増加すると予想される。これらについて研究し、適応策として対応しておく	新規	住民福祉課
87	4-3	高齢者支援・高齢者福祉の推進	①持続可能な介護保険事業の推進	介護保険事業の推進	適正な介護保険料を検討し、持続可能な介護保険制度の運用に努める	継続 新規	住民福祉課
88	4-3	高齢者支援・高齢者福祉の推進	②健康づくり・介護予防の推進、日常生活の支援	高齢者等の健康・生きがいづくり	健康長寿の推進を第一の目標とし、健康づくり、生きがいづくり、社会参加、生涯学習、介護予防などの各種活動支援や環境整備等を推進する	継続 新規	住民福祉課
89	4-3	高齢者支援・高齢者福祉の推進	③介護予防等の包括的サービスの充実・強化	在宅医療の強化と認知症予防	住み慣れた地域で、在宅療養を望む高齢者を支えるために、権利擁護の推進や医療・介護の一体的なサービスの推進、認知症に対する予防や理解を深める	継続 新規	住民福祉課
90	4-3	高齢者支援・高齢者福祉の推進	④自助・互助・共助・公助の村づくりの推進	福祉の村づくりの推進	権利擁護や見守り等の福祉、地域で要介護者や介護家族等を自助、互助、共助、公助を促進し、生きがいある村づくりを目指す。	継続 新規	住民福祉課
91	4-3	高齢者支援・高齢者福祉の推進	⑤人材育成と地域包括ケアシステムの構築	福祉人材の育成と確保	人材の確保・育成を積極的に推進し、地域包括ケアシステムの構築を目指す	継続 新規	住民福祉課

第5次多良間村総合計画 前期基本計画における主な事業リスト（その6）

No.	施策No.	基本施策	取組の方向性	主な取組事業	主な取り組み事業の概要	第4次評価	担当課部署
92	4-4	子育て支援・子育て環境の充実	①保育サービスの充実	通常保育事業	0歳児から3歳児までの保育を実施	A	住民福祉課
93	4-4	子育て支援・子育て環境の充実	②地域で育てる健全保育の推進	子育て相談事業	子育て家庭の悩みや諸問題を解消するための相談事業を実施	A	住民福祉課
94	4-4	子育て支援・子育て環境の充実	②地域で育てる健全保育の推進	子育てサークル支援事業	多数の子育て世帯が参加できる子育てサークル等の実施	A	住民福祉課
95	4-4	子育て支援・子育て環境の充実	③子育て支援制度の充実	子ども手当等支援制度の周知事業	子ども手当制度の周知	A	住民福祉課
96	4-4	子育て支援・子育て環境の充実	③子育て支援制度の充実	保育費軽減制度等の周知事業	保育費の軽減制度の周知	A	住民福祉課
97	4-4	子育て支援・子育て環境の充実	③子育て支援制度の充実	育児休業制度等の周知事業	男女ともに、育児や子どもの看護のための休暇が取りやすい職場環境となるよう、事業所等に対し制度の周知を図る	A	住民福祉課
98	4-4	子育て支援・子育て環境の充実	③子育て支援制度の充実	親子健康手帳の交付、健康相談等	妊産婦への健康手帳配布、健康相談を実施する	A	住民福祉課
99	4-4	子育て支援・子育て環境の充実	④母子の健康の確保と増進	各種健康診査等推進事業	妊婦健診、婦人検診、整形外科巡回診療等、各種検診を実施する	A	住民福祉課
100	4-4	子育て支援・子育て環境の充実	⑤育児休業取得の促進	育児休業が取得できる職場環境の創出	母親・父親を問わず、育児休業の取得を促進するとともに、育児休業が取得できる職場環境の創出	新規	住民福祉課
101	4-5	障がい者（児）の支援	①障がい者の健康管理、医療支援	医療支援体制充実事業	診療所と関係機関が連携して地域医療の充実支援を行う	A	住民福祉課
102	4-5	障がい者（児）の支援	①障がい者の自立を支援する仕組みやサービスの推進	自立支援の仕組みづくり	相談支援体制の拡充、福祉サービスの充実、健康と疾病予防のための取り組みの推奨、障がい者の権利や保護が適切に行われるための体制の整備等	継続 新規	住民福祉課
103	4-5	障がい者（児）の支援	②障がい児の保育・教育の充実	障がい児の保育・教育の充実	教育・療育に特別のサポートやニーズがある子ども達への支援を図る	継続 新規	住民福祉課
104	4-5	障がい者（児）の支援	③互いを理解し、ともに支え合う地域づくりの構築	障がい者支援の地域づくりの構築	障がいに対する正しい知識を普及させ地域住民の理解を深め福祉の心を育み、ともに支えあっていく地域社会を構築する	継続 新規	住民福祉課
105	4-6	多様な人格の理解や男女共同参画の促進	①多様な人格・人権の理解促進と意識の醸成	多様な人格・人権の理解促進事業	性的マイノリティー（LGBT）や発達障がい・適応障がい者などについて互恵・尊重し、一つの人格・個性として捉える意識を醸成する	継続 新規	総務財政課 住民福祉課
106	4-6	多様な人格の理解や男女共同参画の促進	②男女共同参画意識の醸成	男女共同参画の普及啓発事業	男女共同参画社会に関する普及啓発活動の実施	A	総務財政課
107	4-6	多様な人格の理解や男女共同参画の促進	③地域行事・育児等での男女の格差是正	地域行事・育児等男女平等促進	地域行事や育児・介護等において、男女格差の解消を推奨する	継続 新規	総務財政課 住民福祉課
108	4-7	社会保障制度の適正な運用	①生活保護世帯等への支援	生活保護制度活用事業	生活支援相談の実施により保護制度等を活用する	A	住民福祉課
109	4-7	社会保障制度の適正な運用	②年金加入率の向上	国民年金加入促進事業	未加入者の把握と年金制度の周知活動を行い、国民年金への加入を促進する	A	住民福祉課

第5次多良間村総合計画 前期基本計画における主な事業リスト（その7）

No.	施策 No.	基本施策	取組の方向性	主な取組事業	主な取り組み事業の概要	第4次評価	担当課部署
110	4-7	社会補償制度の適正な運用	③国民健康保険財政の健全運営	国民健康保険滞納防止事業	保険税の納付督促により滞納防止に務める	A	住民福祉課
111	5-1	園児・児童・生徒の教育の向上	①地域教育体制の確立	学校・家庭・地域連携事業	学校・家庭・地域が連携し、学校教育と社会教育それぞれが協働していくための体制づくりに努める	A	教育委員会
112	5-1	園児・児童・生徒の教育の向上	①地域教育体制の確立	非行防止・安全教育一声運動事業	PTA等による非行防止・安全教育のための「一声運動」の実施	A	教育委員会
113	5-1	園児・児童・生徒の教育の向上	②幼児教育の充実	幼・小・中連携事業	幼・小・中の教職員が連携し、それぞれの問題点等を共有し合うことで子ども達の発達を長期的な視点で支える	A	教育委員会
114	5-1	園児・児童・生徒の教育の向上	③小・中学校教育の充実	学力向上事業	小学1～2年生を対象としたわんぱく塾、小学3～6年、中学1～3年を対象とした村営塾の実施	A	教育委員会
115	5-1	園児・児童・生徒の教育の向上	③小・中学校教育の充実	情操教育促進事業	幼・小・中で情操教育の実施	A	教育委員会
116	5-1	園児・児童・生徒の教育の向上	④特別支援教育の充実	相談活動推進事業	特別な支援を必要とする子ども達とその保護者を対象とした相談活動の実施	A	教育委員会
117	5-1	園児・児童・生徒の教育の向上	⑤高等学校教育等の充実	高校入学支援事業	高校へ入学する生徒に対し、通学や居住に関する支援を行う	A	教育委員会
118	5-1	園児・児童・生徒の教育の向上	⑥教育施設の整備、拡充	教育教材、設備、備品拡充事業	教育に関する設備、備品の拡充	A	教育委員会
119	5-2	社会教育・生涯学習・スポーツ等の振興	①生涯学習活動の内容充実	生涯学習内容ニーズ調査事業	村民のニーズに対応した生涯学習内容の充実を図る	A	教育委員会
120	5-2	社会教育・生涯学習・スポーツ等の振興	②スポーツ・レクリエーションの充実	各種スポーツイベント実施事業	村民運動会、陸上競技大会、駅伝大会等の実施	A	教育委員会
121	5-2	社会教育・生涯学習・スポーツ等の振興	③組織体制の強化	各種行事、イベント等の指導者育成事業	各種行事・イベントにおける指導者・後継者の育成を行う	A	教育委員会
122	5-2	社会教育・生涯学習・スポーツ等の振興	④活動拠点の整備	島外参加者受け入れ体制整備事業	島外からのイベント参加者や修学旅行生等の受け入れ対応を可能とするため、民泊施設等の受け入れ体制を整備する	A	教育委員会 観光振興課
123	5-2	社会教育・生涯学習・スポーツ等の振興	⑤社会教育団体の活動支援	社会教育団体の活動支援	PTA、子ども会育成者会、青年会、婦人連合会、農漁村生活改善研究会。自治会などの社会教育団体の育成支援	継続	教育委員会
124	5-3	地域伝統文化の継承	①伝統文化の継承・振興	伝統文化継承事業	学校、地域と連携して伝統文化を継承し、継承者の育成を行う	A	教育委員会
125	5-3	地域伝統文化の継承	②文化情報の発信	文化情報発信事業	ホームページ、広報誌を通して多良間の伝統文化に関する情報を発信する	A	教育委員会
126	5-4	地域交流による人材育成等の促進	①島内外の地域活動交流・地域おこし協力隊の活用	島内異業種交流、地域交流促進事業	地域イベント等を利用して島内交流を深め、ビジネスチャンスにつなげる 地域おこし協力隊の活用	C	観光振興課
127	5-4	地域交流による人材育成等の促進	②交流の場の確保	各種イベントの交流促進事業	文化活動、スポーツ・レクリエーション、地域活動、環境保全活動等を通して交流を深める	C	観光振興課

第5次多良間村総合計画 前期基本計画における主な事業リスト（その8）

No.	施策 No.	基本施策	取組の方向性	主な取組事業	主な取り組み事業の概要	第4次評価	担当課部署
128	6-1	広報の充実・行政への住民参画の推進	①広報活動の強化	広報「たらま」発行事業	広報「たらま」を発行する	A	総務財政課
129	6-1	広報の充実・行政への住民参画の推進	②情報の適正化、個人情報の保護	個人情報保護事業	個人情報の適正な取り扱いと保護に努める	A	総務財政課
130	6-1	広報の充実・行政への住民参画の推進	③公聴活動・情報交流の推進	公聴会等実施事業	公聴会を実施して村民の意志を把握し、各種施策に反映する	A	総務財政課
131	6-1	広報の充実・行政への住民参画の推進	④行政への村民参加	村民意見募集事業	意見箱等による村民の声を幅広く聴取し、村行政の参考とする	A	総務財政課
132	6-2	行政運営の適正化	①組織体制の充実強化	職員の定員・配置適正化事業	庁内各課・機関の職員の適正配置、定数管理の適正化を図る	B	総務財政課
133	6-2	行政運営の適正化	①組織体制の充実強化	職員の資質向上事業	沖縄県町村会等による研修や交流会等への職員の参加を促す	A	総務財政課
134	6-2	行政運営の適正化	②適切な事務執行・備品・基盤等の整備	行政評価システム推進事業	行政評価システムによる事務事業の点検・評価・改善を行う	B	総務財政課
135	6-2	行政運営の適正化	②適切な事務執行・備品・基盤等の整備	情報基盤の整備拡充事業	庁内LAN等、情報基盤の整備を図る	A	総務財政課
136	6-2	行政運営の適正化	③県や他市町村との連携促進	宮古圏域連携事業	宮古圏域の自治体と連携した行政サービスの実施	A	総務財政課
137	6-3	施設運営・財政運営の効率化	①公共施設等総合管理計画の定期的チェック	公共施設等総合管理計画チェック	PDCAサイクルにより、進捗状況をチェックし、適宜、計画を見直す	新規	総務財政課
138	6-3	施設運営・財政運営の効率化	②計画的な財政運営	①短期的財政運営の計画策定事業	短期財政計画を策定し適正な財政運営を図る	A	総務財政課
139	6-3	施設運営・財政運営の効率化	②計画的な財政運営	②中・長期的財政運営の計画策定事業	将来の財政負担を見据えた中・長期財政計画を策定し適正な財政運営を図る	A	総務財政課
140	6-3	施設運営・財政運営の効率化	③財源の安定的な確保	自主財源増加事業	村民税、資産税等の改定。村税増加につながる産業の育成（起業促進・企業誘致等）の実施	B	総務財政課
141	6-3	施設運営・財政運営の効率化	③財源の安定的な確保	ふるさと納税活用事業	ふるさと納税、ふるさと寄付金の促進	A	総務財政課 税務会計課

第4次計画の実施状況評価基準

第4期達成度	評価内容
A（ほぼ100%）	計画に掲げた施策を達成した。（ほぼ100%実施した）
B（75%程度）	計画に掲げた施策を概ね達成した。（75%程度実施した）
C（50%程度）	現在、施策の達成に向けて動いている。（半分程度実施した）
D（25%程度）	現在、施策の達成に向けて動き始めている。（施策に着手し、動き始めることはできた）
E（0%）	現在、ほとんど手をつけていない。（施策に着手することができなかった）

多良間村のむらづくりに向けたアンケート調査

協力をお願い

村民の皆様には、日ごろよりむらづくり行政へのご理解とご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

この度、多良間村では第5次の「多良間村総合計画・前期基本計画」の策定作業を進めているところであり、つきましては、多良間村が進むべき方向について村民のみならずご意見や要望をおたずねして、よりよいむらづくり計画に反映するために全世帯を対象にアンケート調査を実施することになりました。

お忙しいことは存じますが、趣旨をご理解いただき、ご協力をくださいますようお願い申し上げます。なお、この調査の内容は統計的に処理しますので、個人情報漏洩等はありません。

令和3年4月 多良間村長 伊良峯 光夫

記入者：ご家族のどなたでも可（中学生以下を除く）

回収方法：後日、回収員が参ります。その際、回収用封筒に糊付けして渡してください。

締切日：令和3年4月30日

I あなた(回答者)ご自身について

問1 あなた(回答者)は、あなたの世帯で、次のどれにあてはまりますか？

- 1 世帯主本人
- 2 世帯主の配偶者
- 3 世帯主の子
- 4 世帯主の孫・ひ孫
- 5 その他の関係 ()

問2 あなたの性別は？

- 1 男
- 2 女
- 3 答えない

問3 あなたの年齢は？

- 1 10代
- 2 20代
- 3 30代
- 4 40代
- 5 50代
- 6 60代
- 7 70代
- 8 80代以上

問4 あなたのお住まいは？

- 1 塩川
- 2 仲筋
- 3 水納

問5 あなたの家庭の世帯構成は、どれにあたりますか？

- 1 単身世帯(あなた一人)
- 2 夫婦のみの世帯
- 3 二世帯世帯(親と子)
- 4 三世帯以上の世帯(親・子・孫・ひ孫)
- 5 その他(兄弟・姉妹との同居など)

問6 あなたの住まいは次のうちどれに当たりますか？

- 1 持ち家
- 2 借家(村営住宅・アパートなど)
- 3 その他 ()

問7 あなたの職業は何ですか？

- 1 農林水産業
- 2 自営業
- 3 会社員
- 4 公務員・団体職員
- 5 専業主婦(家事手伝い含む)
- 6 パート・アルバイト
- 7 学生
- 8 無職(定年退職者含む)
- 9 その他 ()

問8 あなたの家庭の家計状況は、次のうちどれが最も近いと思いますか？

- 1 たいへん苦しい
- 2 やや苦しい
- 3 ふつう
- 4 やや余裕がある
- 5 余裕がある
- 6 その他(答えられないなど)

問9 あなたは、現在、健康と認めますか？

- 1 いたって健康である
- 2 若干の疾病等はあるが、おおむね健康である
- 3 何らかの疾病があり、通院している(通院したい)

問10 あなたの家族で、あなた以外に、何らかの疾病がある方がいますか？

- 1 いない
- 2 いる
- 3 わからない

※ご不明な点やご質問等ございましたら、上記までお問い合わせください。

記入にあたって

- 回答は、設問の中から該当する答えを選び、指定の数だけ「○」を付けて下さい。
- 指定がない場合は、1つだけ「○」をつけて下さい。
- 令和3年4月現在の状況について回答ください。

【問い合わせ先】

<計画に関する事>

多良間村 総務財政課
担当：仲間 智也 大戸 理絵
電話：0980-79-2011 FAX：0980-79-2120

<アンケートに関する事>

一般財団法人 沖縄県公衆衛生協会
担当：備瀬 高宮
電話：098-945-2686 FAX：098-945-3973
住所：南城市大里字大里 2013 番地

※沖縄県公衆衛生協会とは「県民の健康で文化的な生活の建設に寄与する」ことを目的として設立された法人で、主に、医療・保健・福祉に関する調査研究・普及啓発活動などを行っています。

問 11 新型コロナウイルスの危機に関して、多良間村の社会や生活で不足と感したものは何ですか？（あてはまるものすべてに○）

- 1 医療体制
- 2 マスク・アルコールなど感染予防物資の購入
- 3 生活物資の購入
- 4 感染予防や衛生管理に関する情報
- 5 ワクチン接種の情報
- 6 オンライン授業や在宅勤務に必要な通信基盤
- 7 村民のデジタル意識
- 8 在宅勤務や時差出勤など働き方
- 9 飲食店などの対応不足
- 10 外部からの人の流入のコントロール
- 11 特に心配するようないと思
- 12 その他（ ）

問 12 あなたや家族は地域活動や自治会活動に参加していますか？（あてはまるものすべてに○）

活動内容	評価	良く参加する	時々参加する	半分ぐらいは参加する	あまり参加しない	ほとんど参加しない
ア 地域の清掃活動		5	4	3	2	1
イ 地域のまつりなどの実行委員会		5	4	3	2	1
ウ 自治会役員会など		5	4	3	2	1
エ PTA活動		5	4	3	2	1
オ 子ども会活動		5	4	3	2	1
カ 青年会活動		5	4	3	2	1
キ 婦人会・女性会活動		5	4	3	2	1
ク 老人会活動		5	4	3	2	1
ケ その他（ ）のボランティア活動		5	4	3	2	1

問 13 あなたの（感覚的な）幸福度を0点から10点満点で表すと、何点ぐらいですか？



II 多良間村の取り組みの満足度・重要度について

問 14 多良間村の暮らしの中でどのようなことに満足や不満を感じていますか。また、もっと住みよい村にするためには何が大事だと思いますか？（各項目一つだけ○）

項目	評価	満足度				重要度					
		満足している	まあ満足している	どちらともいえない	やや不満である	不満である	重要である	まあ重要である	どちらともいえない	あまり重要でない	重要でない
例	自然環境の保全	5	4	3	②	1	⑤	4	3	2	1
	航空交通の確保	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	海上交通の確保	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	村内道路整備の状況	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	バリアフリーに対する対応 ※	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	村のホームページ等情報基盤整備	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	村営住宅の整備	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	建物耐震化の推進	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	上水道の整備	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	集落排水等整備	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	水源の確保と治水対策	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	村の防災意識・防災訓練	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	防災情報の発信	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	救急医療体制の整備状況	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	農林畜産業の振興	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	漁業の振興	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	独自産業の振興	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	商業の振興	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	観光の振興	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

※バリアフリーとは、生活する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くことを指します。（道や床の段差をなくしたり階段の代わりになる緩やかな坂道を使って障害者、高齢者が使いやすいやすく対応すること）

項目	評価	満足度				重要度					
		満足している	まあ満足している	どちらともいえない	やや不満である	不満である	重要である	まあ重要である	どちらともいえない	あまり重要でない	重要でない
持続可能な生活環境づくり	集落美化・花いっぱい運動	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	環境教育の推進	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	自然環境の保全	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	節電等地球温暖化防止の取り組み	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	再生可能エネルギーの導入促進	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	3R等ごみ減量化の取り組み	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	ごみ(廃棄物)収集等のあり方	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	海岸ごみ等の清掃・対策	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	防犯・街灯等の整備	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	墓地・埋葬法の管理	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	動物愛護意識	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	母子・乳幼児の健康づくり	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	若年者の健康づくり	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	高齢者の健康づくり	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	高齢者福祉の推進	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	介護保険事業のあり方	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	障がい者(児)医療・福祉の充実	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	障がい者(児)への理解・意識	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	生活困窮者への行政支援	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	権利擁護制度の充実	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
民生委員・児童委員の周知状況	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
男女共同参画・ジェンダーの対応	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	

項目	評価	満足度				重要度					
		満足している	まあ満足している	どちらともいえない	やや不満である	不満である	重要である	まあ重要である	どちらともいえない	あまり重要でない	重要でない
教育・人材育成・地域づくり	幼児・保育園等の教育の充実	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	乳幼児・児童・学校の医療環境	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	小・中学校の教育の充実	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	小・中学生の健康づくり・福祉教育	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	小・中学生の環境・平和教育	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	小・中学生の郷土史教育	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	小・中学生のIT・情報教育	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	小・中学生の部活・野外活動	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	高校等進学への支援体制	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	学校・家庭・地域の連携	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	P.T.A活動・子ども会活動	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	社会教育・生涯学習の充実	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	地域スポーツ・レクレーション	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	地域の文化活動の充実	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
島内外の人たちとの交流活動	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	

III これからのむらづくりについて

問 15 村民が健康長寿に暮らせる村にするために、特に力をいれてほしい取組はどれですか？ (3 つまで○)

- 1 運動や栄養指導による健康づくりの充実
- 2 健康測定のコホクや健康相談体制の充実
- 3 趣味や老人クラブの活動充実
- 4 介護予防や介護支援事業の充実
- 5 高齢者や障がい者 (児) の買物や移動の支援
- 6 高齢者や障がい者の就業支援
- 7 兄弟や居場所づくりなど地域との支え合い支援の強化
- 8 その他 ()

問 16 人口減少社会に備えて、多良間村の魅力を伝え、観光客、移住者、若者の Uターンなどを増やすために、行政の取組としてどれが効果的だと思いますか？ (3 つまで○)

- 1 豊かな自然など村のよさをいかした観光地づくりを進める
- 2 宿泊・滞在施設をさらに充実させる
- 3 農業体験や民間活力を実施・拡充させる
- 4 村内企業の就業体験の取組を支援・促進する
- 5 多良間村への移住に関する情報発信を充実させる
- 6 多良間村への移住を希望する人への支援を充実させる (住居の確保や仕事の紹介など)
- 7 その他 ()

問 17 むらづくりを支えるためにどのような人材を育成・確保する必要があると思いますか？ (3 つまで○)

- 1 産業育成クリエイター (新しい産業等を企画・提案してくれる人)
- 2 地域コーディネーター (地域づくりを推進するうえで核となる人)
- 3 集落支援員 (地域に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人)
- 4 地域おこし協力隊 (村外人財で、定住を目指しながら地域づくりを行う人)
- 5 学校地域連携コーディネーター (学校と地域をつなぐ人・地元人財)
- 6 学校部活等支援員 (教職員以外で、小・中学の部活を支援・指導してくれる人)
- 7 医療従事・医療関係者 (医師・看護師・助産師・保健師等)
- 8 保育士
- 9 社会福祉士
- 10 介護福祉士
- 11 ケアマネージャー
- 12 防災士 (防災の普及啓発及び災害時の支援活動を支援してくれる人)
- 13 民生委員・児童委員
- 14 その他 ()

問 18 その他、多良間村のむらづくりに関し、ご意見や提案があれば、ご自由にお書き下さい。

★ご協力いただき、ありがとうございます！★

ちらまそんりつりつしょうがっこう ちゅうがっこう しょうじどう
多良間村立小学校・中学校の児童のみなさまへ

このアンケートは、ちらまそんりつりつしょうがっこうの児童生徒のみなさまにたいして、むらづくりのための参考資料として行うものです。ご協力方よろしくお願ひします。

たらまそんそんごうけいかく かん き そ ちようさ 多良間村総合計画に関する基礎調査

しょうがくせい ちゅうがくせいほんにん む 小学生・中学生本人向けアンケート

ちらまそんりつりつしょうがっこうの将来を担うみなさまの大事なご意見をお聞きする大切なアンケートです。わかる範囲でお答えください。

アンケートはすべて記述式（意見を書く）です。アンケートを書き終えたら担任の先生へお渡しください。

このアンケートは多良間村役場 総務財政課が行っています。

担当：なかまさとや おおとり え
大戸理絵

電話：(0980) 79-2011

た ら ま せ ん そ う ご う け い か く か ん き そ ち ょ う さ し ょ う が く せ い ち ゅ う が く せ い
多良間村総合計画に関する基礎調査【小学生・中学生】

しつもん 質問1. たらまぜん 多良間村にあつたらよいと思つものはなんですか

れい (例) ほんや 本屋さん・すいぞくかかん 水族館

こたえ 答え:

しつもん 質問2. しょうらい 将来のたいしよくぎょう 職業はなんですか

れい (例) けいさつかん 警官・かんごし 看護師

こたえ 答え:

しつもん 質問3. たらまぜん 多良間村が10年後、どんな村になつてほしいですか

れい (例) こどもがたくさん・おじいおばあがげんき 元気

こたえ 答え:

しつもん 質問4. もし村長になつたらどんなことがしたいですか

れい (例) おまつり・あんしん ます 慰ら ます 安心して住める村)

こたえ 答え:

しつもん 質問5. こうこうしんがく 高校進学について思つてありますか

れい (例) きぼう 希望やふあん 不安・おやもと ばな 親元を離れること)

こたえ 答え:

しつもん 質問6. しょうらい 将来たらまぜん 多良間村で暮らしたいですか、その理由もお書き下さい

こたえ 答え:

しつもん 質問7. さいやい 災害 (かじり 火事や津波、おお 大きな台風) が起きた時どこに避難するか知つていますか

こたえ 答え:

多良間村総合計画策定委員会設置要綱

令和3年5月14日告示第18号

(目的)

第1条 本事業は、村の村づくり全般を取り巻く現状、村民の村づくりに対する意識調査を基に、分析し、現計画の取りまとめを行い、村づくりの政策課題を集約するとともに、それらを踏まえ、今後10年間の村づくりの基本的な方向性を示し、その考え方に基づく具体的施策等をまとめ、計画を策定することを目的とする。

(設置)

第2条 多良間村総合計画基本構想を策定するにあたり、必要な事項を検討、審議するため、多良間村総合計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画基本構想の策定に関すること
- (2) その他、地方創生に関して委員長が必要と認めること

(組織)

第4条 委員会は委員22名以内をもって組織する。委員は、村長が指名する職員及び次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地方創生に関連する者
 - (2) その他、総合計画基本構想策定のために必要な知識、経験を有すると村長が認める者
- 2 委員長は副村長をもって充て、副委員長は総務財政課長をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長になる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 3 委員は、会議に出席できないときはその旨報告し、会議を委員長に委任する。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員会に関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、本戦略の策定業務が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 報酬及び費用弁償の支給については、多良間村特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び、費用弁償に関する条例に準ずる。

(庶務)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を多良間村総務財政課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に委員長が定
める。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

第5次多良間村総合計画策定委員会

【委員名簿】

NO.	氏 名	所 属	備 考
1	福嶺 常夫	村議会議長	
2	池城 三千雄	教育長	
3	大城 隆夫	仲筋字会 会長	
4	友利 哲市	塩川字会 字長	
5	後藤 匡利	多良間村ふしゃぬふ観光協会事務局長	
6	垣花 秀市	農業委員会長	
7	来間 春誠	宮古製糖（株）多良間工場長	
8	下地 茂	JAおきなわ多良間支店長	
9	運天 朝子	多良間村婦人連合会長	
10	伊良皆 和枝	農漁村生活研究会長	
11	羽地 優子	社会福祉協議会事務局長	
12	山城 春貴	青年団協議会長	
13	運天 宏和	副村長	委員長
14	仲宗根 春光	総務財政課長	副委員長
15	亀川 竜矢	議会事務局長	
16	下地 まり	税務会計課長	
17	佐和田 一八	住民福祉課長	
18	亀川 一成	産業経済課長	
19	垣花 剛	土木建設課長	
20	佐和田 健	観光振興課長（課長代理）	
21	山城 忠俊	空港管理課長	
22	翁長 艶子	教育課長	
	仲間 智也	多良間村役場 総務財政課	事務局
	大戸 理絵	多良間村役場 総務財政課	事務局

第5次多良間村総合計画
基本計画（前期）

令和3年11月

沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 99-2
多良間村 総務財政課

TEL:0980-79-2011

FAX:0980-79-2120

